

投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日 2024.4.16

NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials

追加型投信/国内/株式/ETF/インデックス型

本書により行うNZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financialsの受益権の募集については、委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月15日に関東財務局長に提出しており、2024年4月16日にその効力が発生しております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牛窪 克彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号
【縦覧に供する場所】	名称 株式会社東京証券取引所 所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

《目次》

	頁
第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	3
第1 【ファンドの状況】	3
第2 【管理及び運営】	25
第3 【ファンドの経理状況】	35
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	96
第三部 【委託会社等の情報】	97
第1 【委託会社等の概況】	97

約款

本書は、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。本書を請求された場合には、投資信託説明書（交付目論見書）に加え、本書の内容をご確認のうえで注文いただきますようお願いいたします。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials
(以下「ファンド」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

50兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

100口当たり取得申込受付日の基準価額※とします。

原則として、取得申込みが正午までに行われたものを当該取得申込受付日の受付分とします。

※ 基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社^(注)に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

(注) 委託者の指定する第一種金融商品取引業者を「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

(5) 【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

(6) 【申込単位】

1ユニット以上1ユニット単位

委託者は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の詳細（銘柄および数量）を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

1ユニットの受益権の口数は、1口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

(7) 【申込期間】

2024年4月16日から2024年10月15日までとします。（継続申込期間）

※ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> https://www.ja-asset.co.jp/

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みにかかる発行価額に相当する有価証券および金銭を、販売会社が指定する日までに販売会社が指定する方法で払込みます。取得申込みにかかる株式等については、販売会社によって、追加信託が行われる日に、受託者の指定するファンド口座に移管されます。金銭については、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(9) 払込期日」に記載の払込みは、販売会社において行うものとします。販売会社については、上記(8)に同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、投資信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「配当込みTOPIX Ex-Financials」（以下「対象株価指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的とします。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型投信	海外	不動産投信	MRF	特殊型
	内外	その他資産（ ）	ETF	
		資産複合		

追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス	
株式 一般	年1回	グローバル	日経225	
		日本		
	年2回	北米		
債券	年4回	欧州	TOPIX	
		年6回 (隔月)		アジア
	年12回 (毎月)	オセアニア		
		中南米		
	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合（ ）	日々		アフリカ
その他 ()			中近東 (中東)	
			エマージング	

株式(一般):大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

その他

(配当込みTOPIX Ex-:目論見書又は投資信託約款において、配当込み TOPIX Ex-Financials に連動する Financials) 運用成果を目指す旨の記載があること。

<信託金の限度額>

委託者は、受託者と合意のうえ、金50兆円に相当する有価証券および金銭を限度として追加信託することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

<ファンドの特色>

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を配当込みTOPIX Ex-Financialsの変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

配当込みTOPIX Ex-Financialsの動きに連動する投資成果をめざし、TOPIX Ex-Financialsに採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

<運用プロセスのイメージ図>



※上記プロセスは変更となる場合があります。

TOPIX Ex-Financials

■ TOPIX Ex-Financialsは、東証株価指数（TOPIX）から、「保険業」、「銀行業」、「証券、商品先物取引業」、「その他金融業」を除いた29業種の株式全銘柄を算出の対象としています。

※上記の29業種に属する場合であっても、銀行法第2条13項に定める「銀行持株会社」、保険業法第2条16項に定める「保険持株会社」である銘柄については、TOPIX Ex-Financialsの算出対象から除外します。

指数の著作権等について

- ・「TOPIX Ex-Financials」および「配当込みTOPIX Ex-Financials」（以下「各指数」）の指数値および各指数に係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。
- ・J P Xは、各指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、各指数の指数値の算出もしくは公表の停止または各指数に係る標章または商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ・J P Xは、各指数の指数値および各指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の各指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・J P Xは、各指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・J P Xは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・J P Xは、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを各指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、J P Xは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

1 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・ 売買単位は、10口です。
 - ・ 売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
 - ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。
- ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

2 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行うことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象株価指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行うことはできません。

3 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

分配方針

毎計算期間末（毎年1月、7月の各15日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

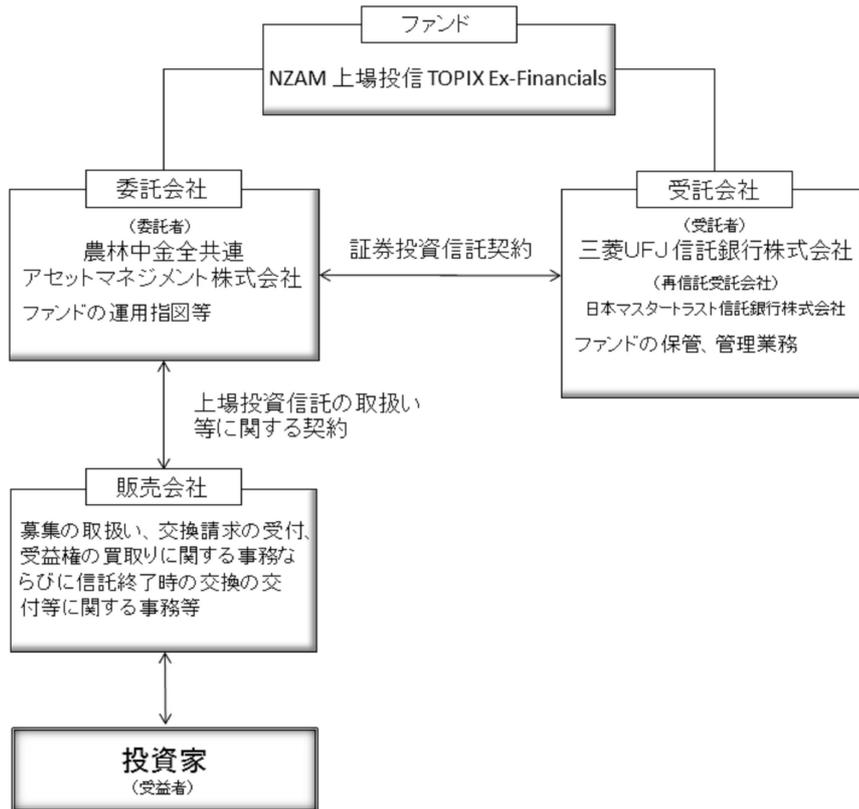
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年2月6日 有価証券届出書の提出
2014年3月6日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日
2014年3月7日 受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況（2024年1月31日現在）

- ① 資本金の額
1,466百万円
- ② 沿革
 - 1993年9月28日 農中投信株式会社設立
 - 10月8日 証券投資信託委託業の免許取得
 - 10月13日 営業開始
 - 1996年8月20日 投資顧問業務の登録
 - 9月30日 投資一任業務認可取得
 - 10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更
 - 2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更
 - 2007年9月30日 金融商品取引業の登録

③ 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	9,779	33.34

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫	66.66%
全国共済農業協同組合連合会	33.34%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用の基本方針（約款第19条）※

委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、次に掲げる運用の基本方針に従って、その指図を行います。

1. この信託は、投資信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を組入れることを原則とします。
2. 上記1.の基本方針に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。
3. 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。
4. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式の貸付けを行うことができるものとします。

※ 「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類（約款第17条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

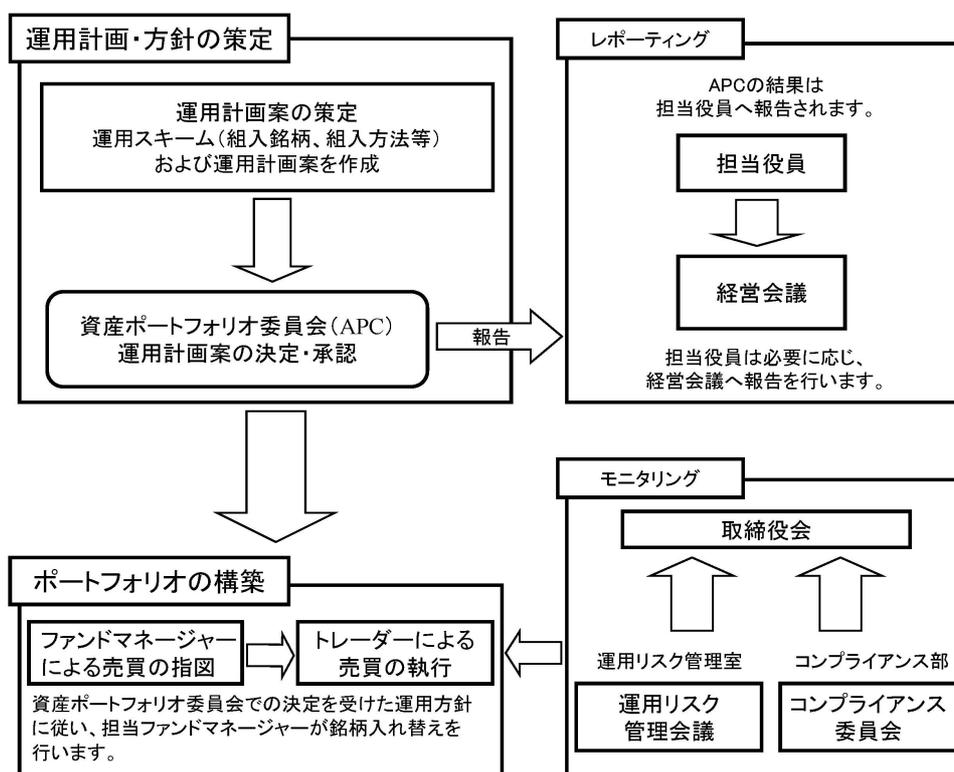
b. 運用の指図範囲（約款第18条）

- ① 委託者は、投資信託財産を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. 株式
 2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、投資信託財産を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(3)【運用体制】

1. 運用体制

当ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



<資産ポートフォリオ委員会（APC）>

原則月1回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	100名程度 (うち 投資判断に携わる者 80名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
運用リスク管理室	5名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針（約款第20条）

① 毎計算期末（原則として1月、7月の各15日。）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

② 売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、約款第19条の規定に基づいて運用を行います。

b. 収益の分配（約款第35条）

- ① 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、約款第33条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができる。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- ② 毎計算期末に投資信託財産から生じた次の1. に掲げる利益の合計額は、次の2. に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。
 1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金
 2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

(5) 【投資制限】

a. 株式への投資制限（約款第19条）

株式への投資割合には、制限を設けません。

b. 投資する株式等の範囲（約款第22条）

- ① 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式等については、この限りではありません。
- ② 第1項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

c. 外貨建資産への投資制限（約款第19条）

外貨建資産への投資は、行いません。

d. 先物取引等の運用指図（約款19条、約款第23条）

運用の基本方針に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

なお、委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国のこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

e. デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第23条の2）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

f. 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第23条の3）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

g. 株式の貸付けの指図および範囲（約款第24条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付けることの指図をすることができるものとします。
- ② 上記①に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、株式の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うもの
とします。
- h. **株式売却等の指図**（約款第27条）
委託者は、投資信託財産に属する株式の売却等の指図ができます。
- i. **再投資の指図**（約款第28条）
委託者は、前条（上記h.）の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- j. **デリバティブ取引に係る制限**（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとなっております。
- k. **同一の法人の発行する株式**（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）
委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

② 乖離リスク

当ファンドは、対象株価指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象株価指数の動きと乖離が生じます。

イ. 対象株価指数の構成銘柄異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

ロ. 組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

ハ. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること

- ニ. 対象株価指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
 - ホ. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象株価指数との間に価格差があること
 - へ. 信託報酬等のコスト負担があること
- ※ 対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

③ 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売買する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。

④ 有価証券の貸し付けにおけるリスク

有価証券の貸付等において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。この場合、貸し付けた有価証券が返還されず、不測の損失を被る可能性があります。

(2) その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

(3) 投資リスクに対する管理体制

① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（運用リスク管理室）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

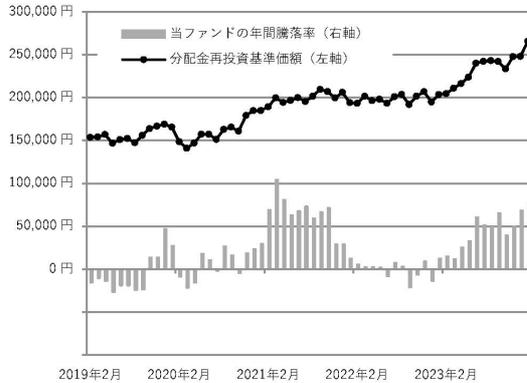
[コンプライアンス委員会]

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会

に報告されます。

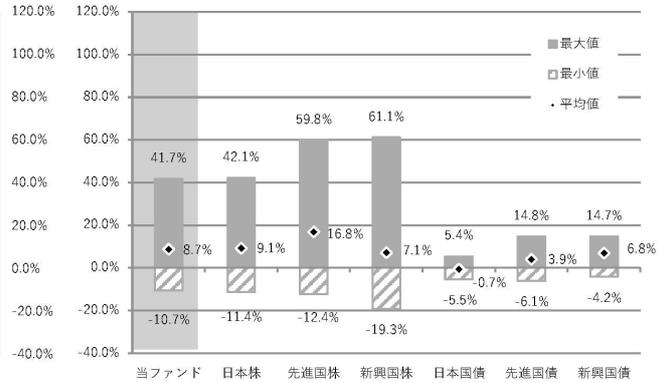
※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- * 2019年2月～2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- * 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



- * 2019年2月～2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- * すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 各資産クラスの指数
 日本株：配当込みTOPIX
 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当込み、円ベース)
 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI 国債
 先進国債：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 新興国債：FTSE 新興国市場国債インデックス (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- 「NOMURA-BPI 国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCI コクサイ・インデックス」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc. に帰属します。
- 「FTSE 世界国債インデックス (除く日本)」、「FTSE 新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。
 同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

① 交換手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が個別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

交換手数料は、ファンドの交換等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

② 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1. の額に2. の額を加算して得た額とします。

1. 投資信託財産の純資産総額に年率0.121%（税抜0.11%）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、委託者と受託者の配分については下記のとおり（税抜）とします。
(年率)

委託者	受託者	合計
0.082%	0.028%	0.11%

2. 投資信託財産に属する株式の貸付に係る品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額。

ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、委託者と受託者の配分は4：1とします。

※ 信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面の作成、基準価額の算出等への対価です。

※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用は、投資信託財産中から支弁します。
- ② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。監査費用は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用^{※1}および対象株価指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料^{※2}ならびにこれらに係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ※1 本書提出日現在、受益権の上場に係る費用は以下のとおりです。
- ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
 - ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。
- ※2 本書提出日現在、商標使用料は投資信託財産の純資産総額に、年0.033%（税抜0.030%）以内を乗じて得た額
- ③ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(1) から (4) の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○受益権の売却時

売却時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により税率20.315%（所得税15.315%[※]、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

○収益分配金の受取時

収益分配金については、税率20.315%（所得税15.315%[※]、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

○受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

○受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

○収益分配金の受取時

収益分配金については、税率15.315%（所得税15.315%※、地方税の源泉徴収はありません。）が適用されます。益金不算入制度の適用があります。なお、税額控除が適用されます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

(注意)

- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2024年1月31日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2024年 1月31日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,724,934,260	98.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	31,523,494	1.14
合計(純資産総額)		2,756,457,754	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	47,000	2,862.19	134,523,355	3,000.00	141,000,000	5.12
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,000	14,520.00	87,120,000	14,695.00	88,170,000	3.20
3	日本	株式	キーエンス	電気機器	900	67,278.09	60,550,287	66,580.00	59,922,000	2.17
4	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,800	26,245.00	47,241,000	27,865.00	50,157,000	1.82
5	日本	株式	日立製作所	電気機器	4,200	11,385.15	47,817,651	11,675.00	49,035,000	1.78
6	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	255,300	186.05	47,498,614	186.30	47,562,390	1.73
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	17,900	2,465.51	44,132,642	2,565.00	45,913,500	1.67
8	日本	株式	信越化学工業	化学	7,800	5,943.69	46,360,785	5,875.00	45,825,000	1.66
9	日本	株式	任天堂	その他製品	5,400	8,196.39	44,260,531	8,310.00	44,874,000	1.63
10	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	6,100	6,708.30	40,920,635	6,752.00	41,187,200	1.49
11	日本	株式	三井物産	卸売業	6,800	5,967.64	40,579,971	6,031.00	41,010,800	1.49
12	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	6,500	6,283.83	40,844,954	5,927.00	38,525,500	1.40
13	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	20,900	1,558.93	32,581,741	1,675.50	35,017,950	1.27
14	日本	株式	第一三共	医薬品	7,500	4,517.89	33,884,187	4,423.00	33,172,500	1.20
15	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	7,600	4,408.45	33,504,277	4,362.00	33,151,200	1.20
16	日本	株式	KDDI	情報・通信業	6,600	4,993.00	32,953,800	4,897.00	32,320,200	1.17
17	日本	株式	HOYA	精密機器	1,700	18,060.00	30,702,000	18,945.00	32,206,500	1.17
18	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4,200	6,433.00	27,018,600	6,460.00	27,132,000	0.98
19	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	13,800	1,917.07	26,455,641	1,963.50	27,096,300	0.98
20	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	4,600	5,534.00	25,456,400	5,502.00	25,309,200	0.92
21	日本	株式	SMC	機械	300	84,480.00	25,344,000	82,910.00	24,873,000	0.90
22	日本	株式	ダイキン工業	機械	1,000	24,385.00	24,385,000	23,885.00	23,885,000	0.87
23	日本	株式	村田製作所	電気機器	7,800	3,032.03	23,649,899	3,015.00	23,517,000	0.85
24	日本	株式	三菱電機	電気機器	9,600	2,154.52	20,683,395	2,203.00	21,148,800	0.77
25	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	5,100	3,828.00	19,522,800	3,895.00	19,864,500	0.72
26	日本	株式	丸紅	卸売業	7,500	2,464.50	18,483,750	2,541.50	19,061,250	0.69
27	日本	株式	住友商事	卸売業	5,500	3,357.08	18,463,971	3,415.00	18,782,500	0.68
28	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	3,100	5,809.00	18,007,900	5,856.00	18,153,600	0.66
29	日本	株式	キヤノン	電気機器	4,300	3,823.73	16,442,048	4,080.00	17,544,000	0.64
30	日本	株式	ファナック	電気機器	4,200	4,412.54	18,532,681	4,117.00	17,291,400	0.63

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.10
		鉱業	0.39
		建設業	2.35
		食料品	3.75
		繊維製品	0.44
		パルプ・紙	0.19
		化学	6.65
		医薬品	5.13
		石油・石炭製品	0.53
		ゴム製品	0.80
		ガラス・土石製品	0.70
		鉄鋼	1.11
		非鉄金属	0.73
		金属製品	0.60
		機械	6.10
		電気機器	19.74
		輸送用機器	9.60
		精密機器	2.68
		その他製品	2.72
		電気・ガス業	1.55
		陸運業	3.06
		海運業	1.03
		空運業	0.49
		倉庫・運輸関連業	0.15
		情報・通信業	8.57
		卸売業	8.17
		小売業	4.71
不動産業	2.10		
サービス業	4.71		
合計			98.86

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)		東京証券取引所 取引価格 (円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1計算期間末 (2014年 7月15日)	6,300,091,949	6,355,798,999	1,074.39	1,083.89	1,089
第2計算期間末 (2015年 1月15日)	50,468,296,616	50,631,076,178	1,178.15	1,181.95	1,179
第3計算期間末 (2015年 7月15日)	48,160,523,965	48,557,891,257	1,381.67	1,393.07	1,370
第4計算期間末 (2016年 1月15日)	29,873,933,163	30,126,798,712	1,193.23	1,203.33	1,217
第5計算期間末 (2016年 7月15日)	29,955,477,917	30,262,775,794	1,150.27	1,162.07	1,179
第6計算期間末 (2017年 1月15日)	25,238,657,003	25,495,121,036	1,318.70	1,332.10	1,225
第7計算期間末 (2017年 7月15日)	24,022,256,537	24,274,659,550	1,399.06	1,413.76	1,229
第8計算期間末 (2018年 1月15日)	39,376,665,963	39,621,519,071	1,624.26	1,634.36	1,569
第9計算期間末 (2018年 7月15日)	17,226,502,544	17,525,544,494	1,503.51	1,529.61	1,528
第10計算期間末 (2019年 1月15日)	20,725,540,045	20,979,925,561	1,336.16	1,352.56	1,310
第11計算期間末 (2019年 7月15日)	29,646,544,054	29,964,875,951	1,378.34	1,393.14	1,375
第12計算期間末 (2020年 1月15日)	22,208,298,131	22,585,531,846	1,507.11	1,532.71	1,538
第13計算期間末 (2020年 7月15日)	19,308,656,811	19,517,648,846	1,404.32	1,419.52	1,391
第14計算期間末 (2021年 1月15日)	52,435,756,743	52,626,478,545	1,649.60	1,655.60	1,647
第15計算期間末 (2021年 7月15日)	20,569,542,297	21,043,455,048	1,701.42	1,740.62	1,718
第16計算期間末 (2022年 1月15日)	17,336,027,579	17,485,939,058	1,711.50	1,726.30	1,717
第17計算期間末 (2022年 7月15日)	15,002,306,248	15,188,229,969	1,638.02	1,658.32	1,643.5
第18計算期間末 (2023年 1月15日)	13,153,061,487	13,317,528,430	1,607.48	1,627.58	1,626
第19計算期間末 (2023年 7月15日)	8,100,271,291	8,261,916,338	1,894.21	1,932.01	1,881
第20計算期間末 (2024年 1月15日)	9,058,600,740	9,138,140,366	2,118.31	2,136.91	2,122
2023年 1月末日	13,729,241,572	—	1,677.89	—	1,681
2月末日	13,806,700,731	—	1,687.36	—	1,687
3月末日	14,229,970,483	—	1,739.09	—	1,717
4月末日	14,587,164,860	—	1,782.74	—	1,765
5月末日	15,103,882,782	—	1,845.89	—	1,857
6月末日	8,461,067,257	—	1,978.58	—	1,948
7月末日	8,370,737,964	—	1,957.46	—	1,881
8月末日	8,406,246,872	—	1,965.76	—	1,918
9月末日	8,365,206,661	—	1,956.17	—	1,918
10月末日	8,075,523,043	—	1,888.43	—	1,902
11月末日	8,565,621,159	—	2,003.03	—	2,000
12月末日	8,575,880,074	—	2,005.43	—	1,981
2024年 1月末日	2,756,457,754	—	2,130.13	—	2,121

(注) 計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示していません。終値がない場合には、その直近値を表示しています。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2014年 3月 6日～2014年 7月15日	9.50
第2計算期間末	2014年 7月16日～2015年 1月15日	3.80
第3計算期間末	2015年 1月16日～2015年 7月15日	11.40
第4計算期間末	2015年 7月16日～2016年 1月15日	10.10
第5計算期間末	2016年 1月16日～2016年 7月15日	11.80
第6計算期間末	2016年 7月16日～2017年 1月15日	13.40
第7計算期間末	2017年 1月16日～2017年 7月15日	14.70
第8計算期間末	2017年 7月16日～2018年 1月15日	10.10
第9計算期間末	2018年 1月16日～2018年 7月15日	26.10
第10計算期間末	2018年 7月16日～2019年 1月15日	16.40
第11計算期間末	2019年 1月16日～2019年 7月15日	14.80
第12計算期間末	2019年 7月16日～2020年 1月15日	25.60
第13計算期間末	2020年 1月16日～2020年 7月15日	15.20
第14計算期間末	2020年 7月16日～2021年 1月15日	6.00
第15計算期間末	2021年 1月16日～2021年 7月15日	39.20
第16計算期間末	2021年 7月16日～2022年 1月15日	14.80
第17計算期間末	2022年 1月16日～2022年 7月15日	20.30
第18計算期間末	2022年 7月16日～2023年 1月15日	20.10
第19計算期間末	2023年 1月16日～2023年 7月15日	37.80
第20計算期間末	2023年 7月16日～2024年 1月15日	18.60

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間末	2014年 3月 6日～2014年 7月 15日	6.5
第2計算期間末	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	10.0
第3計算期間末	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	18.2
第4計算期間末	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	△12.9
第5計算期間末	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	△2.6
第6計算期間末	2016年 7月 16日～2017年 1月 15日	15.8
第7計算期間末	2017年 1月 16日～2017年 7月 15日	7.2
第8計算期間末	2017年 7月 16日～2018年 1月 15日	16.8
第9計算期間末	2018年 1月 16日～2018年 7月 15日	△5.8
第10計算期間末	2018年 7月 16日～2019年 1月 15日	△10.0
第11計算期間末	2019年 1月 16日～2019年 7月 15日	4.3
第12計算期間末	2019年 7月 16日～2020年 1月 15日	11.2
第13計算期間末	2020年 1月 16日～2020年 7月 15日	△5.8
第14計算期間末	2020年 7月 16日～2021年 1月 15日	17.9
第15計算期間末	2021年 1月 16日～2021年 7月 15日	5.5
第16計算期間末	2021年 7月 16日～2022年 1月 15日	1.5
第17計算期間末	2022年 1月 16日～2022年 7月 15日	△3.1
第18計算期間末	2022年 7月 16日～2023年 1月 15日	△0.6
第19計算期間末	2023年 1月 16日～2023年 7月 15日	20.2
第20計算期間末	2023年 7月 16日～2024年 1月 15日	12.8

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1計算期間末	2014年 3月 6日～2014年 7月15日	5,863,900	—	5,863,900
第2計算期間末	2014年 7月16日～2015年 1月15日	38,941,500	1,968,673	42,836,727
第3計算期間末	2015年 1月16日～2015年 7月15日	—	7,979,947	34,856,780
第4計算期間末	2015年 7月16日～2016年 1月15日	12,042,200	21,862,787	25,036,193
第5計算期間末	2016年 1月16日～2016年 7月15日	1,006,000	—	26,042,193
第6計算期間末	2016年 7月16日～2017年 1月15日	—	6,903,086	19,139,107
第7計算期間末	2017年 1月16日～2017年 7月15日	—	1,968,834	17,170,273
第8計算期間末	2017年 7月16日～2018年 1月15日	12,005,400	4,932,791	24,242,882
第9計算期間末	2018年 1月16日～2018年 7月15日	3,999,100	16,784,436	11,457,546
第10計算期間末	2018年 7月16日～2019年 1月15日	9,998,900	5,945,134	15,511,312
第11計算期間末	2019年 1月16日～2019年 7月15日	5,997,600	—	21,508,912
第12計算期間末	2019年 7月16日～2020年 1月15日	7,005,500	13,778,720	14,735,692
第13計算期間末	2020年 1月16日～2020年 7月15日	—	986,216	13,749,476
第14計算期間末	2020年 7月16日～2021年 1月15日	21,002,800	2,965,309	31,786,967
第15計算期間末	2021年 1月16日～2021年 7月15日	1,998,900	21,696,256	12,089,611
第16計算期間末	2021年 7月16日～2022年 1月15日	—	1,960,457	10,129,154
第17計算期間末	2022年 1月16日～2022年 7月15日	—	970,350	9,158,804
第18計算期間末	2022年 7月16日～2023年 1月15日	—	976,369	8,182,435
第19計算期間末	2023年 1月16日～2023年 7月15日	—	3,906,111	4,276,324
第20計算期間末	2023年 7月16日～2024年 1月15日	—	—	4,276,324

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 解約口数は交換口数を表示しております。

<参考情報>

交付目論見書の運用実績 (2024年1月末現在)

2024年1月末現在

基準価額・純資産の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期/年月日	分配金
16期 2022年1月15日	1,480円
17期 2022年7月15日	2,030円
18期 2023年1月15日	2,010円
19期 2023年7月15日	3,780円
20期 2024年1月15日	1,860円
設定来累計	33,970円

* 分配金のデータは、100口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

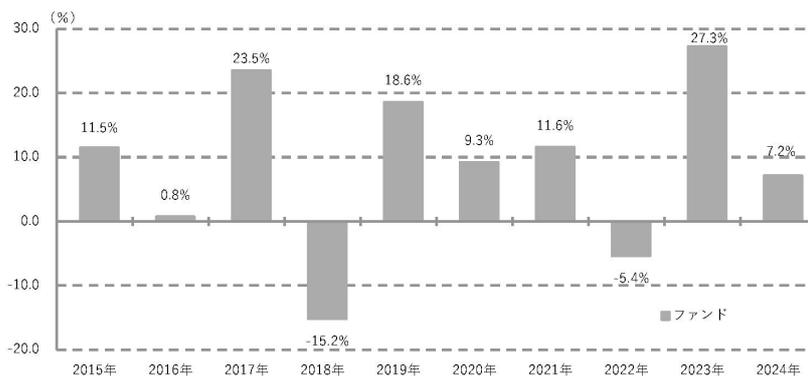
銘柄名	業種	組入比率 (%)
1 トヨタ自動車	輸送用機器	5.1
2 ソニーグループ	電気機器	3.2
3 キーエンス	電気機器	2.2
4 東京エレクトロン	電気機器	1.8
5 日立製作所	電気機器	1.8
6 日本電信電話	情報・通信業	1.7
7 三菱商事	卸売業	1.7
8 信越化学工業	化学	1.7
9 任天堂	その他製品	1.6
10 伊藤忠商事	卸売業	1.5

* 組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位業種

業種	組入比率 (%)
1 電気機器	19.7
2 輸送用機器	9.6
3 情報・通信業	8.6
4 卸売業	8.2
5 化学	6.6
6 機械	6.1
7 医薬品	5.1
8 小売業	4.7
9 サービス業	4.7
10 食料品	3.7

年間収益率の推移



・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・2024年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

* 最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

※ 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

原則として、次に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことができます。

1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間
6. 上記1. から上記5. のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合

（2）取得申込

- ① 委託者の指定する販売会社は、その取得申込者に対し、約款第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込に応じることができるものとします。
- ② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。
- ③ 委託者の指定する販売会社は受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日（正午を過ぎて申込みを受領した場合は翌営業日）（約款第3条第1項の規定に係る取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として当該取得申込を受け付けます。
- ④ 取得申込者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、上記②の規定にかかわらず、原則として取得申込みに係る当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額を当該株式に代えて金銭をもって取得することができるものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、上記③の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込に係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑤ 上記④に該当する場合には、受益権の取得申込者は、委託者の指定する販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が取得申込の際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じた場合には、委託者の指定する販売会社がすべての責を負うものとします。
- ⑥ 上記①の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものと

し、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに上記②ただし書きおよび上記④に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、約款第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた委託者の指定する販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する販売会社（委託者の指定する販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該委託者の指定する販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。

- ⑦ 上記①から上記⑥の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。

(3) 申込単位

1ユニット以上1ユニット単位

委託者は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の詳細（銘柄および数量）を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

1ユニットの受益権の口数は、1口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

(4) 申込手数料

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> https://www.ja-asset.co.jp/

(5) 申込価額

100口当たり取得申込受付日の基準価額※とします。

原則として、取得申込みが正午までに行われたものを当該取得申込受付日の受付分とします。

※ 基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> https://www.ja-asset.co.jp/

2【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権（約款第52条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）につき、

信託期間中において、当ファンドの一部解約の実行を請求することはできません。

(2) 交換申込

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、当該受益権と当該受益権の投資信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。
- ② 受益者が交換請求をするときは、委託者の指定する販売会社に対し、委託者が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 受益者は、2014年4月8日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日（正午を過ぎて請求を受領した場合は翌営業日）を交換請求受付日として、交換を請求することができます。
- ④ 委託者は、交換に際し、投資信託財産に属する有価証券の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位（金融商品取引所が定める1売買単位をいいます。）の整数倍とします。
- ⑤ 上記①にかかわらず、委託者は、原則として、次に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。
 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
 3. 対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
 4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
 5. この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間
 6. 上記1. から上記5. のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
- ⑥ 上記②の委託者の指定する販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。なお、約款第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該委託者の指定する販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続を行います。当該抹消に係る手続および約款第39条第4項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、約款第39条第1項または第2項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑦ 委託者は、約款第39条第1項または第2項の委託者の交換の指図に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および約款第39条第5項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。
- ⑧ 委託者の指定する販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。
- ⑨ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行うことができます。

- ⑩ 上記⑨により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして計算されるものとします。
- ⑪ 委託者は、上記⑩の請求を受け付けた場合には、当該請求に係る受益権と、当該受益権の投資信託財産に対する持分に相当する有価証券として委託者が指定するものとの交換を行うよう受託者に指図します。
- ⑫ 上記⑪の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、上記⑩の請求に係る受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう受託者に指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、上記③の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に上記⑩の交換請求に係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑬ 上記⑫に該当する場合には、交換請求を行う受益者は、委託者の指定する販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じた場合には、委託者の指定する販売会社がすべての責を負うものとします。
- ⑭ 受託者は、上記⑥に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。ただし、約款第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、上記⑥に掲げる交換の請求を受け付けた委託者の指定する販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、上記⑥に掲げる手続にかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に上記⑩の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
- ⑮ 委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(3) 受益権の買取り

- ① 委託者の指定する販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、次の2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
 1. 交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合
 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
- ② 上記①の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、委託者の指定する販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。
- ③ 委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ④ 上記③の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない

場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記②の規定に準じて計算されたものとしします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た100口当たりの金額をいいます。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
国内上場株式	原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価しております。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「農中Ex-F」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> https://www.ja-asset.co.jp/

d. 追加信託金および受益権と有価証券の交換の計理処理（約款第37条）

① 追加信託に相当する金額（追加信託に係る有価証券の評価額を含みます。）は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

② 受益権と有価証券との交換にあたっては、交換に係る受益権口数に交換請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換（解約）差金として処理します。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託は、期間の定めを設けません。ただし、約款第46条第1項、同条第2項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

信託の計算期間（約款第31条）

この信託の計算期間は、毎年1月16日から7月15日まで、7月16日から翌年1月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2014年7月15日までとし、最終計算期間の終了日は約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託契約の解約（約款第46条）

- ① 委託者は、信託期間中において、投資信託財産の一部を受益権と交換することにより、2017年7月15日以降の受益権の口数が300万口を下ることとなった場合もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、信託期間中において次に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 2. 対象株価指数が廃止された場合
 3. 対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が約款第51条第2項に規定する書面決議により否決された場合なお、上記1.に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。
- ③ 委託者は、上記①の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとする場合、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 上記③の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 上記③の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、上記②の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③から上記⑤までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ) 委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い（約款第48条）

- ① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第51条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ニ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第50条）

- ① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委

託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第51条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更等（約款第51条）

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、上記①の変更または併合（上記①の変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から上記⑤までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 上記①から上記⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

c. 金融商品取引所への上場（約款第13条）

- ① 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。
- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記①の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

d. その他の契約の変更

<募集等に関する契約>

委託者と販売会社との間の上場投資信託の募集等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

e. 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく運用報告書の作成・交付は行いません。

<有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第49条）

① 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限（約款第53条）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

h. 公告（約款第54条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

i. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第55条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

j. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

① 受託者は、計算期間終了日現在において、約款第16条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

② 受託者は収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成した者にこれを委託することができます。

③ 上記①に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が約款第16条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

④ 受益者が、収益分配金について上記③に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

※（受益者名簿の作成と名義登録（約款第16条））

1. 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。
2. 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行業社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。
3. 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して上記1.の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
4. 上記3.に規定する名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

(ロ) 信託終了時の交換等

- ① 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、投資信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。
- ② 上記①の交換は、委託者の指定する販売会社の営業所において行うものとします。
- ③ 上記①の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- ④ 対象株価指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、上記③の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を買取を受託者に指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。
- ⑤ 上記④の規定により投資信託財産が買取った受益権については、上記④の個別銘柄時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。
- ⑥ 委託者の指定する販売会社は、上記①による交換を行うときは、当該受益者から委託者の指定する販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑦ 上記①の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行ないます。
- ⑧ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（約款第40条の規定により買取りの対象となった受益権を含みます。）を失効したのものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- ⑨ 上記①および上記③の規定にかかわらず、次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに委託者の指定する販売会社を買取りを行うことを原則とします。
 1. 上記①において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
 2. 上記①における一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）
- ⑩ 委託者の指定する販売会社は、上記⑨の買取りを行うときは、委託者の指定する販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

のとします。

- ⑪ 信託終了に係る金銭は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者である委託者の指定する販売会社に支払います。なお、委託者の指定する販売会社は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託を終了するのと引換えに、信託終了に係る金銭に相当する受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑫ 受益者が、信託終了時の交換について、信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(ハ) 反対者の買取請求権 (約款第52条)

約款第46条に規定する信託契約の解約または約款第51条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(二) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権 (投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項)

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2023年7月16日から2024年1月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山口 健志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financialsの2023年7月16日から2024年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financialsの2024年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 2023年 7月15日現在	第20期 2024年 1月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	125,674,347	137,075,719
株式	8,069,171,020	8,994,627,140
未収入金	65,342,399	-
未収配当金	13,116,776	13,634,880
流動資産合計	8,273,304,542	9,145,337,739
資産合計	8,273,304,542	9,145,337,739
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	161,645,047	79,539,626
未払受託者報酬	2,116,375	1,299,104
未払委託者報酬	6,197,888	3,804,434
未払利息	186	24
その他未払費用	3,073,755	2,093,811
流動負債合計	173,033,251	86,736,999
負債合計	173,033,251	86,736,999
純資産の部		
元本等		
元本	4,353,297,832	4,353,297,832
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,746,973,459	4,705,302,908
(分配準備積立金)	207,348	216,858
元本等合計	8,100,271,291	9,058,600,740
純資産合計	8,100,271,291	9,058,600,740
負債純資産合計	8,273,304,542	9,145,337,739

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期		第20期	
	自	2023年 1月16日	自	2023年 7月16日
	至	2023年 7月15日	至	2024年 1月15日
営業収益				
受取配当金		172,456,895		86,736,349
受取利息		962		90
有価証券売買等損益		2,579,139,218		958,319,939
その他収益		91,588		29,770
営業収益合計		2,751,688,663		1,045,086,148
営業費用				
支払利息		29,427		19,693
受託者報酬		2,116,375		1,299,104
委託者報酬		6,197,888		3,804,434
その他費用		3,074,362		2,093,842
営業費用合計		11,418,052		7,217,073
営業利益又は営業損失(△)		2,740,270,611		1,037,869,075
経常利益又は経常損失(△)		2,740,270,611		1,037,869,075
当期純利益又は当期純損失(△)		2,740,270,611		1,037,869,075
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額(△)		-		-
期首剰余金又は期首欠損金(△)		4,823,342,657		3,746,973,459
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,654,994,762		-
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,654,994,762		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		161,645,047		79,539,626
期末剰余金又は期末欠損金(△)		3,746,973,459		4,705,302,908

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第19期 (2023年 7月15日現在)	第20期 (2024年 1月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第19期 2023年 7月15日現在	第20期 2024年 1月15日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	8,329,718,830円	4,353,297,832円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部交換元本額	3,976,420,998円	－円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	4,276,324口	4,276,324口
3. 1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額)	1,894.21円 (189,421円)	2,118.31円 (211,831円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第19期 自 2023年 1月16日 至 2023年 7月15日	第20期 自 2023年 7月16日 至 2024年 1月15日
分配金の計算過程		
A. 配当等収益額	172,520,018円	A. 配当等収益額 86,746,516円
B. 分配準備積立金額	721,002円	B. 分配準備積立金額 207,348円
C. 配当等収益合計額 (A+B)	173,241,020円	C. 配当等収益合計額 86,953,864円 (A+B)
D. 経費	11,388,625円	D. 経費 7,197,380円
E. 収益分配可能額 (C-D)	161,852,395円	E. 収益分配可能額 79,756,484円 (C-D)
F. 収益分配金	161,645,047円	F. 収益分配金 79,539,626円
G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)	207,348円	G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F) 216,858円
H. 口数	4,276,324口	H. 口数 4,276,324口
I. 100口当たり分配金 (F/H×100)	3,780円	I. 100口当たり分配金 1,860円 (F/H×100)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第19期 自 2023年 1月16日 至 2023年 7月15日	第20期 自 2023年 7月16日 至 2024年 1月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 2023年 7月15日現在	第20期 2024年 1月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第19期(自 2023年 1月16日 至 2023年 7月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,260,266,470
合計	1,260,266,470

第20期(自 2023年 7月16日 至 2024年 1月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	960,515,658
合計	960,515,658

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	200	3,910.00	782,000	
ニッセイ	3,700	798.30	2,953,710	
マルハニチロ	600	2,839.00	1,703,400	
雪国まいたけ	200	950.00	190,000	
カネコ種苗	200	1,396.00	279,200	
サカタのタネ	500	3,945.00	1,972,500	
ホクト	300	1,769.00	530,700	
ホクリョウ	100	1,066.00	106,600	
住石ホールディングス	700	1,684.00	1,178,800	
日鉄鉱業	200	5,500.00	1,100,000	
三井松島ホールディングス	200	2,920.00	584,000	
I N P E X	14,800	2,050.00	30,340,000	
石油資源開発	500	5,810.00	2,905,000	
K&Oエナジーグループ	200	2,302.00	460,400	
ショーボンドホールディングス	500	6,820.00	3,410,000	
ミライト・ワン	1,300	1,958.00	2,545,400	
タマホーム	200	3,950.00	790,000	
サンヨーホームズ	100	747.00	74,700	
日本アクア	200	935.00	187,000	
ファーストコーポレーション	200	755.00	151,000	
ベステラ	100	1,062.00	106,200	
キャンディル	100	584.00	58,400	
ダイセキ環境ソリューション	200	1,115.00	223,000	
第一カッター興業	100	1,391.00	139,100	
安藤・間	2,300	1,202.00	2,764,600	
東急建設	1,100	832.00	915,200	
コムシスホールディングス	1,300	3,308.00	4,300,400	
ビーアールホールディングス	500	372.00	186,000	
高松コンストラクショングループ	200	2,898.00	579,600	
東建コーポレーション	100	9,300.00	930,000	
ソネック	100	952.00	95,200	
ヤマウラ	200	1,589.00	317,800	
オリエンタル白石	1,500	358.00	537,000	
大成建設	2,600	5,396.00	14,029,600	

大林組	10,000	1,345.00	13,450,000
清水建設	8,000	1,006.00	8,048,000
飛島建設	200	1,485.00	297,000
長谷工コーポレーション	2,700	1,974.50	5,331,150
松井建設	300	846.00	253,800
銭高組	100	4,480.00	448,000
鹿島建設	6,200	2,597.00	16,101,400
不動テトラ	200	2,429.00	485,800
大末建設	100	1,418.00	141,800
鉄建建設	200	2,061.00	412,200
西松建設	500	4,091.00	2,045,500
三井住友建設	2,300	409.00	940,700
大豊建設	100	3,760.00	376,000
佐田建設	200	630.00	126,000
ナカノフドー建設	200	524.00	104,800
奥村組	400	4,885.00	1,954,000
東鉄工業	300	3,170.00	951,000
イチケン	100	2,321.00	232,100
富士ピー・エス	200	460.00	92,000
浅沼組	200	4,175.00	835,000
戸田建設	3,800	943.00	3,583,400
熊谷組	500	3,730.00	1,865,000
北野建設	100	3,110.00	311,000
植木組	100	1,565.00	156,500
矢作建設工業	400	1,424.00	569,600
ピーエス三菱	300	928.00	278,400
日本ハウスホールディングス	600	301.00	180,600
新日本建設	400	1,186.00	474,400
東亜道路工業	100	7,170.00	717,000
日本道路	500	2,122.00	1,061,000
東亜建設工業	200	3,890.00	778,000
日本国土開発	800	621.00	496,800
若築建設	100	3,160.00	316,000
東洋建設	900	1,270.00	1,143,000
五洋建設	4,000	835.90	3,343,600
世紀東急工業	400	1,818.00	727,200
福田組	100	5,510.00	551,000
住友林業	2,400	4,644.00	11,145,600
日本基礎技術	300	487.00	146,100
巴コーポレーション	400	566.00	226,400

大和ハウス工業	7,700	4,567.00	35,165,900
ライト工業	500	2,222.00	1,111,000
積水ハウス	8,400	3,368.00	28,291,200
日特建設	200	1,177.00	235,400
北陸電気工事	200	1,237.00	247,400
ユアテック	600	1,120.00	672,000
日本リーテック	200	1,260.00	252,000
四電工	100	3,350.00	335,000
中電工	400	2,737.00	1,094,800
関電工	1,700	1,417.00	2,408,900
きんでん	2,000	2,488.00	4,976,000
東京エネシス	300	1,056.00	316,800
トーエネック	100	4,800.00	480,000
住友電設	300	2,829.00	848,700
日本電設工業	500	2,059.00	1,029,500
エクシオグループ	1,400	3,269.00	4,576,600
新日本空調	200	2,500.00	500,000
九電工	600	5,237.00	3,142,200
三機工業	600	1,861.00	1,116,600
日揮ホールディングス	2,800	1,773.00	4,964,400
中外炉工業	100	2,522.00	252,200
ヤマト	300	926.00	277,800
太平電業	200	4,475.00	895,000
高砂熱学工業	600	3,290.00	1,974,000
三晃金属工業	100	4,720.00	472,000
朝日工業社	100	3,095.00	309,500
明星工業	600	1,120.00	672,000
大気社	300	4,265.00	1,279,500
ダイダン	400	1,482.00	592,800
日比谷総合設備	200	2,641.00	528,200
フィル・カンパニー	100	730.00	73,000
テスホールディングス	600	446.00	267,600
インフロニア・ホールディングス	3,200	1,539.50	4,926,400
東洋エンジニアリング	400	830.00	332,000
レイズネクスト	500	1,591.00	795,500
ニッポン	700	2,316.00	1,621,200
日清製粉グループ本社	2,500	2,052.00	5,130,000
日東富士製粉	100	4,965.00	496,500
昭和産業	200	3,265.00	653,000
鳥越製粉	300	645.00	193,500

中部飼料	300	1,114.00	334,200
フィード・ワン	400	852.00	340,800
東洋精糖	100	2,142.00	214,200
日本甜菜製糖	200	2,039.00	407,800
DM三井製糖ホールディングス	200	3,185.00	637,000
塩水港精糖	500	240.00	120,000
ウェルネオシュガー	200	2,222.00	444,400
森永製菓	1,200	2,712.50	3,255,000
中村屋	100	3,120.00	312,000
江崎グリコ	800	4,330.00	3,464,000
名糖産業	200	1,709.00	341,800
井村屋グループ	200	2,388.00	477,600
不二家	200	2,480.00	496,000
山崎製パン	1,900	3,542.00	6,729,800
第一屋製パン	100	685.00	68,500
モロゾフ	100	3,895.00	389,500
亀田製菓	200	4,120.00	824,000
寿スピリッツ	1,300	2,121.00	2,757,300
カルビー	1,300	3,009.00	3,911,700
森永乳業	1,000	2,853.00	2,853,000
六甲バター	200	1,349.00	269,800
ヤクルト本社	4,000	3,307.00	13,228,000
明治ホールディングス	3,400	3,554.00	12,083,600
雪印メグミルク	700	2,206.00	1,544,200
プリマハム	300	2,327.00	698,100
日本ハム	1,200	4,920.00	5,904,000
林兼産業	100	558.00	55,800
丸大食品	300	1,648.00	494,400
S Foods	300	3,315.00	994,500
柿安本店	100	2,578.00	257,800
伊藤ハム米久ホールディングス	300	4,095.00	1,228,500
サッポロホールディングス	900	7,099.00	6,389,100
アサヒグループホールディングス	6,400	5,715.00	36,576,000
キリンホールディングス	11,600	2,136.00	24,777,600
宝ホールディングス	1,800	1,278.00	2,300,400
オエノンホールディングス	800	360.00	288,000
養命酒製造	100	1,891.00	189,100
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	2,200	2,074.50	4,563,900
ライフドリンク カンパニー	100	5,130.00	513,000

サントリー食品インターナショナル	2,000	4,928.00	9,856,000
ダイドーグループホールディングス	200	6,030.00	1,206,000
伊藤園	900	4,420.00	3,978,000
キーコーヒー	300	2,128.00	638,400
ユニカフェ	100	925.00	92,500
ジャパンフーズ	100	1,366.00	136,600
日清オイリオグループ	400	4,520.00	1,808,000
不二製油グループ本社	600	2,498.50	1,499,100
かどや製油	100	3,760.00	376,000
J-オイルミルズ	200	2,040.00	408,000
キッコーマン	1,800	9,559.00	17,206,200
味の素	6,700	5,871.00	39,335,700
ブルドックソース	200	2,250.00	450,000
キューピー	1,500	2,515.50	3,773,250
ハウス食品グループ本社	1,000	3,304.00	3,304,000
カゴメ	1,200	3,266.00	3,919,200
焼津水産化学工業	200	1,200.00	240,000
アリアケジャパン	200	4,720.00	944,000
ピエトロ	100	1,803.00	180,300
エバラ食品工業	100	2,959.00	295,900
やまみ	100	3,735.00	373,500
ニチレイ	1,300	3,604.00	4,685,200
東洋水産	1,400	8,061.00	11,285,400
イートアンドホールディングス	100	2,121.00	212,100
大冷	100	1,941.00	194,100
ヨシムラ・フード・ホールディングス	200	1,093.00	218,600
日清食品ホールディングス	3,000	5,150.00	15,450,000
永谷園ホールディングス	100	2,182.00	218,200
一正蒲鉾	100	740.00	74,000
フジッコ	300	1,983.00	594,900
ロック・フィールド	300	1,623.00	486,900
日本たばこ産業	17,000	3,828.00	65,076,000
ケンコーマヨネーズ	200	1,692.00	338,400
わらべや日洋ホールディングス	200	3,150.00	630,000
なとり	200	2,147.00	429,400
イフジ産業	100	1,351.00	135,100
ファーマフーズ	400	1,093.00	437,200
ユーグレナ	1,600	700.00	1,120,000
紀文食品	200	1,202.00	240,400
ピククルスホールディングス	100	1,235.00	123,500

ミヨシ油脂	100	1,315.00	131,500
理研ビタミン	200	2,341.00	468,200
片倉工業	300	1,699.00	509,700
グンゼ	200	5,270.00	1,054,000
東洋紡	1,100	1,088.00	1,196,800
ユニチカ	800	170.00	136,000
富士紡ホールディングス	100	3,870.00	387,000
倉敷紡績	200	2,883.00	576,600
シキボウ	200	1,212.00	242,400
日本毛織	700	1,441.00	1,008,700
ダイトウボウ	500	92.00	46,000
トーア紡コーポレーション	200	430.00	86,000
ダイドーリミテッド	500	440.00	220,000
帝国繊維	300	2,223.00	666,900
帝人	2,800	1,378.50	3,859,800
東レ	19,100	745.80	14,244,780
住江織物	100	2,416.00	241,600
日本フェルト	200	424.00	84,800
イチカワ	100	1,654.00	165,400
日東製網	100	1,559.00	155,900
アツギ	200	506.00	101,200
ダイニック	100	727.00	72,700
セーレン	500	2,524.00	1,262,000
ソトー	100	701.00	70,100
東海染工	100	858.00	85,800
小松マテール	500	845.00	422,500
ワコールホールディングス	500	3,570.00	1,785,000
ホギメディカル	400	3,605.00	1,442,000
クラウディアホールディングス	200	443.00	88,600
T S I ホールディングス	1,000	740.00	740,000
マツオカコーポレーション	100	1,601.00	160,100
ワールド	300	1,723.00	516,900
三陽商会	100	2,587.00	258,700
ナイガイ	200	268.00	53,600
オンワードホールディングス	1,800	546.00	982,800
ルックホールディングス	100	2,476.00	247,600
キムラタン	1,400	18.00	25,200
ゴールドウイン	500	10,510.00	5,255,000
デサント	500	3,870.00	1,935,000
キング	200	700.00	140,000

ヤマトインターナショナル	200	308.00	61,600
特種東海製紙	100	4,020.00	402,000
王子ホールディングス	11,900	586.30	6,976,970
日本製紙	1,500	1,318.00	1,977,000
三菱製紙	300	565.00	169,500
北越コーポレーション	1,400	1,387.00	1,941,800
中越パルプ工業	200	1,965.00	393,000
大王製紙	1,400	1,142.00	1,598,800
阿波製紙	200	662.00	132,400
レンゴー	2,600	969.80	2,521,480
トーモク	200	2,286.00	457,200
ザ・パック	200	3,350.00	670,000
北の達人コーポレーション	1,100	223.00	245,300
クラレ	4,100	1,504.50	6,168,450
旭化成	19,200	1,111.00	21,331,200
共和レザー	200	795.00	159,000
巴川コーポレーション	100	1,016.00	101,600
レゾナック・ホールディングス	2,700	2,967.00	8,010,900
住友化学	20,900	358.70	7,496,830
住友精化	100	5,300.00	530,000
日産化学	1,300	6,133.00	7,972,900
ラサ工業	100	2,137.00	213,700
クレハ	600	2,911.00	1,746,600
多木化学	100	3,225.00	322,500
テイカ	200	1,418.00	283,600
石原産業	500	1,498.00	749,000
片倉コープアグリ	100	1,121.00	112,100
日本曹達	300	5,740.00	1,722,000
東ソー	3,700	1,969.50	7,287,150
トクヤマ	900	2,474.50	2,227,050
セントラル硝子	300	2,765.00	829,500
東亜合成	1,300	1,354.50	1,760,850
大阪ソーダ	200	9,030.00	1,806,000
関東電化工業	600	854.00	512,400
デンカ	1,000	2,566.50	2,566,500
信越化学工業	25,800	5,945.00	153,381,000
日本カーバイド工業	100	1,512.00	151,200
堺化学工業	200	1,940.00	388,000
第一稀元素化学工業	300	992.00	297,600
エア・ウォーター	2,700	1,985.50	5,360,850

日本酸素ホールディングス	2,700	3,927.00	10,602,900
日本化学工業	100	1,917.00	191,700
東邦アセチレン	500	371.00	185,500
日本パーカライズニング	1,500	1,169.00	1,753,500
高圧ガス工業	500	876.00	438,000
チタン工業	100	1,140.00	114,000
四国化成ホールディングス	400	1,937.00	774,800
戸田工業	100	1,555.00	155,500
ステラ ケミファ	200	3,250.00	650,000
保土谷化学工業	100	3,715.00	371,500
日本触媒	400	5,559.00	2,223,600
大日精化工業	200	2,673.00	534,600
カネカ	700	3,635.00	2,544,500
三菱瓦斯化学	2,100	2,459.00	5,163,900
三井化学	2,300	4,441.00	10,214,300
J S R	2,600	4,054.00	10,540,400
東京応化工業	1,500	3,221.00	4,831,500
大阪有機化学工業	200	2,688.00	537,600
三菱ケミカルグループ	20,800	905.80	18,840,640
KHネオケム	500	2,368.00	1,184,000
ダイセル	3,800	1,505.50	5,720,900
住友ベークライト	400	7,751.00	3,100,400
積水化学工業	5,700	2,155.00	12,283,500
日本ゼオン	1,900	1,319.50	2,507,050
アイカ工業	700	3,539.00	2,477,300
U B E	1,400	2,410.00	3,374,000
積水樹脂	400	2,507.00	1,002,800
タキロンシーアイ	600	667.00	400,200
旭有機材	200	3,920.00	784,000
ニチバン	200	1,786.00	357,200
リケンテクノス	700	860.00	602,000
大倉工業	100	2,542.00	254,200
積水化成品工業	400	501.00	200,400
群栄化学工業	100	3,250.00	325,000
タイガースポリマー	200	884.00	176,800
ミライアル	100	1,476.00	147,600
ダイキアクシス	100	731.00	73,100
ダイキョーニシカワ	600	726.00	435,600
竹本容器	200	782.00	156,400
森六ホールディングス	100	2,848.00	284,800

恵和	100	1,290.00	129,000
日本化薬	2,300	1,378.50	3,170,550
カーリットホールディングス	300	931.00	279,300
日本精化	200	3,050.00	610,000
扶桑化学工業	200	4,530.00	906,000
トリケミカル研究所	400	3,725.00	1,490,000
ADEKA	1,000	2,932.00	2,932,000
日油	900	7,066.00	6,359,400
新日本理化	500	194.00	97,000
ハリマ化成グループ	200	870.00	174,000
花王	6,400	5,963.00	38,163,200
第一工業製薬	100	1,924.00	192,400
石原ケミカル	100	2,018.00	201,800
日華化学	100	906.00	90,600
ニイタカ	100	1,891.00	189,100
三洋化成工業	200	4,375.00	875,000
有機合成薬品工業	300	284.00	85,200
大日本塗料	300	1,057.00	317,100
日本ペイントホールディングス	15,100	1,150.00	17,365,000
関西ペイント	2,800	2,634.00	7,375,200
神東塗料	300	128.00	38,400
中国塗料	500	1,815.00	907,500
日本特殊塗料	200	1,284.00	256,800
藤倉化成	300	441.00	132,300
太陽ホールディングス	400	3,145.00	1,258,000
D I C	1,100	2,663.50	2,929,850
サカタインクス	600	1,414.00	848,400
a r t i e n c e	500	2,688.00	1,344,000
T&K TOKA	200	1,491.00	298,200
富士フイルムホールディングス	5,300	9,224.00	48,887,200
資生堂	5,900	4,128.00	24,355,200
ライオン	3,700	1,337.00	4,946,900
高砂香料工業	200	3,600.00	720,000
マンダム	600	1,302.00	781,200
ミルボン	400	3,685.00	1,474,000
ファンケル	1,200	2,357.00	2,828,400
コーセー	600	10,365.00	6,219,000
コタ	200	1,600.00	320,000
シーボン	100	1,501.00	150,100
ポーラ・オルビスホールディングス	1,500	1,547.50	2,321,250

ノエビアホールディングス	200	5,260.00	1,052,000
アジュバンホールディングス	100	930.00	93,000
新日本製薬	100	1,756.00	175,600
I-n-e	100	2,467.00	246,700
アクシージア	100	900.00	90,000
エステー	200	1,556.00	311,200
アグロ カネショウ	100	1,545.00	154,500
コニシ	1,000	1,455.00	1,455,000
長谷川香料	500	3,265.00	1,632,500
小林製薬	800	6,782.00	5,425,600
荒川化学工業	200	1,069.00	213,800
メック	200	4,440.00	888,000
日本高純度化学	100	2,530.00	253,000
タカラバイオ	700	1,247.00	872,900
JCU	300	3,810.00	1,143,000
新田ゼラチン	200	765.00	153,000
OATアグリオ	200	1,819.00	363,800
デクセリアルズ	700	4,381.00	3,066,700
アース製薬	200	4,615.00	923,000
北興化学工業	300	1,046.00	313,800
大成ラミック	100	3,005.00	300,500
クミアイ化学工業	1,100	866.00	952,600
日本農薬	600	664.00	398,400
アキレス	200	1,624.00	324,800
有沢製作所	400	1,083.00	433,200
日東電工	1,800	11,300.00	20,340,000
レック	300	1,056.00	316,800
三光合成	300	684.00	205,200
きもと	500	223.00	111,500
藤森工業	200	3,955.00	791,000
前澤化成工業	200	1,593.00	318,600
未来工業	100	3,650.00	365,000
ウェーブロックホールディングス	200	659.00	131,800
JSP	200	1,918.00	383,600
エフピコ	500	3,034.00	1,517,000
天馬	200	2,290.00	458,000
信越ポリマー	500	1,692.00	846,000
東リ	700	328.00	229,600
ニフコ	900	3,946.00	3,551,400
バルカー	200	4,295.00	859,000

ユニ・チャーム	5,900	5,369.00	31,677,100
ショーエイコーポレーション	100	609.00	60,900
協和キリン	3,300	2,462.50	8,126,250
武田薬品工業	25,200	4,409.00	111,106,800
アステラス製薬	25,000	1,757.50	43,937,500
住友ファーマ	1,900	497.00	944,300
塩野義製薬	3,600	7,298.00	26,272,800
わかもと製薬	400	211.00	84,400
日本新薬	700	5,202.00	3,641,400
中外製薬	8,900	5,935.00	52,821,500
科研製薬	500	3,507.00	1,753,500
エーザイ	3,500	7,534.00	26,369,000
ロート製薬	2,700	3,148.00	8,499,600
小野薬品工業	6,000	2,682.00	16,092,000
久光製薬	600	4,480.00	2,688,000
持田製薬	300	3,410.00	1,023,000
参天製薬	5,100	1,489.50	7,596,450
扶桑薬品工業	100	2,124.00	212,400
日本ケミファ	100	1,616.00	161,600
ツムラ	900	2,763.50	2,487,150
キッセイ薬品工業	400	3,285.00	1,314,000
生化学工業	600	778.00	466,800
栄研化学	600	1,820.00	1,092,000
鳥居薬品	200	3,770.00	754,000
JCRファーマ	1,000	1,203.00	1,203,000
東和薬品	400	2,515.00	1,006,000
富士製薬工業	200	1,990.00	398,000
ゼリア新薬工業	300	2,078.00	623,400
そーせいグループ	1,000	1,528.00	1,528,000
第一三共	24,800	4,520.00	112,096,000
杏林製薬	600	1,840.00	1,104,000
大幸薬品	300	298.00	89,400
ダイト	200	1,945.00	389,000
大塚ホールディングス	5,900	5,905.00	34,839,500
大正製薬ホールディングス	600	8,620.00	5,172,000
ペプチドリーム	1,300	1,408.50	1,831,050
セルソース	100	1,303.00	130,300
あすか製薬ホールディングス	300	1,850.00	555,000
サワイグループホールディングス	600	5,450.00	3,270,000
日本コークス工業	2,700	128.00	345,600

ニチレキ	300	2,450.00	735,000
ユシロ化学工業	200	1,867.00	373,400
ビーピー・カストロール	100	884.00	88,400
富士石油	800	389.00	311,200
MORESCO	100	1,338.00	133,800
出光興産	16,000	827.50	13,240,000
ENEOSホールディングス	45,100	609.50	27,488,450
コスモエネルギーホールディングス	900	6,310.00	5,679,000
横浜ゴム	1,400	3,405.00	4,767,000
TOYO TIRE	1,500	2,468.50	3,702,750
ブリヂストン	8,300	6,067.00	50,356,100
住友ゴム工業	2,800	1,626.00	4,552,800
藤倉コンポジット	300	1,469.00	440,700
オカモト	200	5,070.00	1,014,000
フコク	200	1,415.00	283,000
ニッタ	300	3,905.00	1,171,500
住友理工	600	1,154.00	692,400
三ツ星ベルト	400	4,735.00	1,894,000
バンドー化学	500	1,764.00	882,000
日東紡績	300	5,040.00	1,512,000
AGC	2,600	5,363.00	13,943,800
日本板硝子	1,500	616.00	924,000
石塚硝子	100	3,505.00	350,500
日本山村硝子	200	1,422.00	284,400
日本電気硝子	1,100	3,166.00	3,482,600
オハラ	200	1,197.00	239,400
住友大阪セメント	400	3,780.00	1,512,000
太平洋セメント	1,700	3,030.00	5,151,000
日本ヒューム	300	910.00	273,000
日本コンクリート工業	700	417.00	291,900
三谷セキサン	100	5,400.00	540,000
アジアパイルホールディングス	300	741.00	222,300
東海カーボン	2,600	1,039.50	2,702,700
日本カーボン	200	4,410.00	882,000
東洋炭素	200	4,970.00	994,000
ノリタケカンパニーリミテド	100	7,350.00	735,000
TOTO	1,900	3,875.00	7,362,500
日本碍子	3,300	1,784.50	5,888,850
日本特殊陶業	2,400	3,768.00	9,043,200
ダントーホールディングス	300	1,061.00	318,300

MARUWA	100	28,440.00	2,844,000
品川リフラクトリーズ	500	1,879.00	939,500
黒崎播磨	100	12,110.00	1,211,000
ヨータイ	200	1,502.00	300,400
東京窯業	400	440.00	176,000
ニッカトー	200	580.00	116,000
フジミインコーポレーテッド	800	2,915.00	2,332,000
クミネ工業	100	1,031.00	103,100
エーアンドエーマテリアル	100	1,322.00	132,200
ニチアス	700	3,435.00	2,404,500
ニチハ	300	3,025.00	907,500
日本製鉄	13,100	3,427.00	44,893,700
神戸製鋼所	5,700	1,959.00	11,166,300
中山製鋼所	400	867.00	346,800
合同製鐵	100	5,040.00	504,000
J F Eホールディングス	8,100	2,303.00	18,654,300
東京製鐵	800	1,831.00	1,464,800
共英製鋼	300	2,109.00	632,700
大和工業	500	7,983.00	3,991,500
東京鐵鋼	100	4,455.00	445,500
大阪製鐵	200	2,343.00	468,600
淀川製鋼所	300	4,040.00	1,212,000
中部鋼板	200	2,561.00	512,200
丸一鋼管	900	3,860.00	3,474,000
モリ工業	100	4,725.00	472,500
大同特殊鋼	2,000	1,511.00	3,022,000
日本高周波鋼業	200	577.00	115,400
日本冶金工業	200	4,460.00	892,000
山陽特殊製鋼	300	2,541.00	762,300
愛知製鋼	200	3,260.00	652,000
日本金属	200	880.00	176,000
大平洋金属	200	1,223.00	244,600
新日本電工	1,900	283.00	537,700
栗本鐵工所	100	3,380.00	338,000
虹技	100	1,178.00	117,800
日本鑄鉄管	100	1,110.00	111,000
三菱製鋼	200	1,547.00	309,400
日亜鋼業	400	323.00	129,200
日本精線	100	5,070.00	507,000
エンビプロ・ホールディングス	200	620.00	124,000

シンニッタン	400	264.00	105,600
新家工業	100	2,900.00	290,000
大紀アルミニウム工業所	500	1,211.00	605,500
日本軽金属ホールディングス	700	1,772.00	1,240,400
三井金属鉱業	800	4,730.00	3,784,000
東邦亜鉛	200	1,143.00	228,600
三菱マテリアル	2,100	2,643.50	5,551,350
住友金属鉱山	3,400	4,258.00	14,477,200
DOWAホールディングス	700	5,303.00	3,712,100
古河機械金属	500	1,958.00	979,000
エス・サイエンス	1,500	20.00	30,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	400	2,690.00	1,076,000
東邦チタニウム	600	1,821.00	1,092,600
UACJ	400	3,920.00	1,568,000
CKサンエツ	100	3,945.00	394,500
古河電気工業	900	2,371.00	2,133,900
住友電気工業	10,900	1,915.00	20,873,500
フジクラ	3,500	1,143.00	4,000,500
SWCC	300	2,825.00	847,500
タツタ電線	600	701.00	420,600
カナレ電気	100	1,651.00	165,100
平河ヒューテック	200	1,386.00	277,200
リョービ	300	2,810.00	843,000
アーレスティ	400	740.00	296,000
AREホールディングス	1,100	1,990.00	2,189,000
稲葉製作所	200	1,553.00	310,600
宮地エンジニアリンググループ	200	3,470.00	694,000
トーカロ	700	1,538.00	1,076,600
アルファCo	100	1,473.00	147,300
SUMCO	5,200	2,309.50	12,009,400
川田テクノロジーズ	100	7,110.00	711,000
RS Technologies	200	3,080.00	616,000
ジェイテックコーポレーション	100	2,223.00	222,300
信和	200	764.00	152,800
東洋製罐グループホールディングス	1,700	2,402.00	4,083,400
ホッカンホールディングス	200	1,721.00	344,200
コロナ	200	961.00	192,200
横河ブリッジホールディングス	300	2,714.00	814,200
駒井ハルテック	100	2,128.00	212,800
高田機工	100	3,480.00	348,000

三和ホールディングス	2,900	2,298.50	6,665,650
文化シャッター	800	1,490.00	1,192,000
三協立山	400	914.00	365,600
アルインコ	200	1,050.00	210,000
東洋シャッター	100	679.00	67,900
L I X I L	4,600	1,870.00	8,602,000
日本ファイルコン	200	552.00	110,400
ノーリツ	500	1,550.00	775,000
長府製作所	300	2,100.00	630,000
リンナイ	1,500	3,388.00	5,082,000
ダイニチ工業	200	708.00	141,600
日東精工	400	541.00	216,400
三洋工業	100	2,852.00	285,200
岡部	600	761.00	456,600
ジーテクト	300	1,785.00	535,500
東プレ	600	2,013.00	1,207,800
高周波熱錬	600	1,006.00	603,600
東京製綱	200	1,374.00	274,800
サンコー	300	471.00	141,300
モリテック スチール	200	290.00	58,000
パイオラックス	400	2,468.00	987,200
エイチワン	300	832.00	249,600
日本発條	2,700	1,219.50	3,292,650
中央発條	200	704.00	140,800
アドバネクス	100	970.00	97,000
立川ブラインド工業	200	1,479.00	295,800
三益半導体工業	200	3,245.00	649,000
日本ドライケミカル	100	2,900.00	290,000
日本製鋼所	800	2,465.00	1,972,000
三浦工業	1,200	2,848.50	3,418,200
タクマ	900	1,812.00	1,630,800
ツガミ	600	1,217.00	730,200
オークマ	300	6,392.00	1,917,600
芝浦機械	300	3,650.00	1,095,000
アマダ	4,500	1,610.00	7,245,000
アイダエンジニアリング	700	862.00	603,400
F U J I	1,200	2,564.00	3,076,800
牧野フライス製作所	300	5,980.00	1,794,000
オーエスジー	1,400	2,114.00	2,959,600
ダイジェット工業	100	835.00	83,500

旭ダイヤモンド工業	700	883.00	618,100
DMG森精機	1,700	2,829.50	4,810,150
ソディック	600	746.00	447,600
ディスコ	1,400	38,170.00	53,438,000
日東工器	200	1,952.00	390,400
日進工具	200	1,116.00	223,200
パンチ工業	200	416.00	83,200
富士ダイス	200	691.00	138,200
豊和工業	200	759.00	151,800
石川製作所	100	1,139.00	113,900
リケンNPR	300	2,696.00	808,800
東洋機械金属	200	717.00	143,400
津田駒工業	100	372.00	37,200
エンシュウ	100	678.00	67,800
島精機製作所	400	1,587.00	634,800
オプトラン	300	1,608.00	482,400
NCホールディングス	100	1,675.00	167,500
イワキポンプ	200	2,180.00	436,000
フリー	300	1,328.00	398,400
ヤマシンフィルタ	600	331.00	198,600
日阪製作所	300	964.00	289,200
やまびこ	600	1,525.00	915,000
野村マイクロ・サイエンス	100	15,720.00	1,572,000
平田機工	100	6,660.00	666,000
PEGASUS	300	452.00	135,600
マルマエ	100	2,079.00	207,900
タツモ	200	3,085.00	617,000
ナブテスコ	1,800	2,949.50	5,309,100
三井海洋開発	300	2,152.00	645,600
レオン自動機	300	1,575.00	472,500
SMC	900	84,480.00	76,032,000
ホソカワミクロン	200	4,345.00	869,000
ユニオンツール	100	3,395.00	339,500
瑞光	200	1,816.00	363,200
オイレス工業	400	2,102.00	840,800
日精エー・エス・ビー機械	100	4,435.00	443,500
サトーホールディングス	300	2,193.00	657,900
技研製作所	200	2,190.00	438,000
日本エアータック	100	1,243.00	124,300
カワタ	100	1,121.00	112,100

日精樹脂工業	200	1,170.00	234,000
オカダアイヨン	100	2,574.00	257,400
ワイエイシイホールディングス	100	2,354.00	235,400
小松製作所	13,400	3,910.00	52,394,000
住友重機械工業	1,700	3,633.00	6,176,100
日立建機	1,100	4,004.00	4,404,400
日工	300	718.00	215,400
巴工業	100	3,775.00	377,500
井関農機	300	1,111.00	333,300
TOWA	200	6,870.00	1,374,000
丸山製作所	100	2,577.00	257,700
北川鉄工所	200	1,390.00	278,000
ローツェ	100	15,230.00	1,523,000
タカキタ	100	497.00	49,700
クボタ	15,200	2,216.00	33,683,200
荏原実業	100	2,993.00	299,300
三菱化工機	100	3,395.00	339,500
月島ホールディングス	500	1,390.00	695,000
帝国電機製作所	200	3,055.00	611,000
東京機械製作所	200	486.00	97,200
新東工業	700	1,126.00	788,200
澁谷工業	200	2,535.00	507,000
アイチ コーポレーション	600	1,114.00	668,400
小森コーポレーション	700	1,355.00	948,500
鶴見製作所	200	3,825.00	765,000
日本ギア工業	200	524.00	104,800
酒井重工業	100	6,920.00	692,000
荏原製作所	1,200	8,989.00	10,786,800
石井鐵工所	100	2,720.00	272,000
西島製作所	300	2,348.00	704,400
北越工業	300	2,598.00	779,400
ダイキン工業	3,400	24,385.00	82,909,000
オルガノ	400	6,170.00	2,468,000
トーヨーカネツ	100	4,110.00	411,000
栗田工業	1,600	5,749.00	9,198,400
椿本チェイン	400	4,085.00	1,634,000
大同工業	200	747.00	149,400
木村化工機	200	754.00	150,800
アネスト岩田	500	1,280.00	640,000
ダイフク	4,800	3,032.00	14,553,600

サムコ	100	4,295.00	429,500
加藤製作所	200	1,409.00	281,800
油研工業	100	2,229.00	222,900
タダノ	1,500	1,200.00	1,800,000
フジテック	700	3,741.00	2,618,700
CKD	800	2,642.00	2,113,600
平和	900	2,177.00	1,959,300
理想科学工業	200	2,907.00	581,400
SANKYO	700	8,900.00	6,230,000
日本金銭機械	300	1,543.00	462,900
マースグループホールディングス	200	2,724.00	544,800
フクシマガリレイ	200	5,340.00	1,068,000
オーイズミ	200	453.00	90,600
ダイコク電機	200	3,655.00	731,000
竹内製作所	500	4,530.00	2,265,000
アマノ	800	3,479.00	2,783,200
JUKI	500	468.00	234,000
サンデン	400	203.00	81,200
ジャノメ	300	698.00	209,400
マックス	400	3,375.00	1,350,000
グローリー	700	3,092.00	2,164,400
新晃工業	200	2,959.00	591,800
大和冷機工業	400	1,645.00	658,000
セガサミーホールディングス	2,500	2,155.00	5,387,500
TPR	300	1,849.00	554,700
ツバキ・ナカシマ	600	750.00	450,000
ホシザキ	1,700	5,579.00	9,484,300
大豊工業	200	851.00	170,200
日本精工	5,300	799.40	4,236,820
NTN	5,800	273.60	1,586,880
ジェイテクト	2,400	1,288.50	3,092,400
不二越	200	3,575.00	715,000
日本トムソン	800	585.00	468,000
THK	1,600	2,911.50	4,658,400
ユーシン精機	200	684.00	136,800
前澤給装工業	200	1,354.00	270,800
イーグル工業	300	1,693.00	507,900
前澤工業	200	1,016.00	203,200
日本ピラー工業	300	4,540.00	1,362,000
キッツ	1,000	1,234.00	1,234,000

マキタ	3,300	4,084.00	13,477,200
三井E&S	1,100	713.00	784,300
日立造船	2,300	938.00	2,157,400
三菱重工業	5,000	9,545.00	47,725,000
I H I	2,100	2,835.00	5,953,500
サノヤスホールディングス	500	139.00	69,500
スター精密	500	1,779.00	889,500
日清紡ホールディングス	2,200	1,210.50	2,663,100
イビデン	1,500	8,359.00	12,538,500
コニカミノルタ	6,400	427.40	2,735,360
ブラザー工業	3,700	2,439.00	9,024,300
ミネベアミツミ	4,900	2,982.50	14,614,250
日立製作所	13,800	11,385.00	157,113,000
三菱電機	31,900	2,154.00	68,712,600
富士電機	1,700	6,350.00	10,795,000
東洋電機製造	200	1,069.00	213,800
安川電機	3,100	6,065.00	18,801,500
シンフォニアテクノロジー	300	2,216.00	664,800
明電舎	500	2,565.00	1,282,500
オリジン	100	1,209.00	120,900
山洋電気	100	6,430.00	643,000
デンヨー	200	2,341.00	468,200
PHCホールディングス	300	1,538.00	461,400
KOKUSAI ELECTRIC	1,100	3,475.00	3,822,500
ソシオネクスト	2,000	2,817.50	5,635,000
東芝テック	400	3,010.00	1,204,000
芝浦メカトロニクス	300	6,090.00	1,827,000
マブチモーター	1,400	2,501.00	3,501,400
ニデック	6,300	5,937.00	37,403,100
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	200	365.00	73,000
トレックス・セミコンダクター	100	1,779.00	177,900
東光高岳	200	2,195.00	439,000
ダブル・スコープ	900	866.00	779,400
ダイヘン	300	6,530.00	1,959,000
ヤーマン	500	1,021.00	510,500
JVCケンウッド	2,400	747.00	1,792,800
ミマキエンジニアリング	300	902.00	270,600
I-PEX	200	1,678.00	335,600
大崎電気工業	600	667.00	400,200
オムロン	2,200	6,882.00	15,140,400

日東工業	400	3,850.00	1,540,000
I D E C	400	3,060.00	1,224,000
正興電機製作所	100	1,079.00	107,900
不二電機工業	100	1,192.00	119,200
ジーエス・ユアサ コーポレーション	900	2,084.50	1,876,050
サクサホールディングス	100	2,627.00	262,700
メルコホールディングス	100	3,485.00	348,500
テクノメディア	100	2,046.00	204,600
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	100	694.00	69,400
日本電気	3,800	9,109.00	34,614,200
富士通	2,700	20,740.00	55,998,000
沖電気工業	1,100	999.00	1,098,900
岩崎通信機	200	762.00	152,400
電気興業	100	2,347.00	234,700
サンケン電気	300	7,205.00	2,161,500
ナカヨ	100	1,176.00	117,600
アイホン	200	2,828.00	565,600
ルネサスエレクトロニクス	18,700	2,461.50	46,030,050
セイコーエプソン	3,600	2,251.00	8,103,600
ワコム	2,000	693.00	1,386,000
アルバック	700	6,846.00	4,792,200
アクセル	200	2,213.00	442,600
E I Z O	200	5,130.00	1,026,000
ジャパンディスプレイ	9,200	23.00	211,600
日本信号	700	982.00	687,400
京三製作所	600	466.00	279,600
能美防災	400	2,271.00	908,400
ホーチキ	200	1,851.00	370,200
星和電機	200	481.00	96,200
エレコム	600	1,772.00	1,063,200
パナソニック ホールディングス	33,800	1,417.00	47,894,600
シャープ	4,800	1,068.00	5,126,400
アンリツ	1,900	1,326.50	2,520,350
富士通ゼネラル	800	2,258.50	1,806,800
ソニーグループ	20,100	14,520.00	291,852,000
TDK	4,500	7,182.00	32,319,000
帝国通信工業	200	2,071.00	414,200
タムラ製作所	1,100	560.00	616,000
アルプスアルパイン	2,600	1,270.50	3,303,300

池上通信機	100	885.00	88,500
日本電波工業	300	1,192.00	357,600
鈴木	200	1,150.00	230,000
メイコー	300	4,295.00	1,288,500
日本トリム	100	3,075.00	307,500
ローランド ディー. ジー.	200	3,690.00	738,000
フォスター電機	300	1,056.00	316,800
SMK	100	2,597.00	259,700
ヨコオ	200	1,441.00	288,200
ティアック	400	98.00	39,200
ホシデン	800	1,850.00	1,480,000
ヒロセ電機	400	18,180.00	7,272,000
日本航空電子工業	700	3,185.00	2,229,500
TOA	300	1,119.00	335,700
マクセル	600	1,599.00	959,400
古野電気	400	1,890.00	756,000
スミダコーポレーション	200	1,190.00	238,000
アイコム	100	3,695.00	369,500
リオン	200	2,265.00	453,000
横河電機	3,100	2,983.00	9,247,300
新電元工業	100	3,135.00	313,500
アズビル	2,000	5,158.00	10,316,000
東亜ディーケーケー	200	909.00	181,800
日本光電工業	1,200	4,634.00	5,560,800
チノー	100	2,380.00	238,000
共和電業	300	393.00	117,900
日本電子材料	200	1,729.00	345,800
堀場製作所	500	11,540.00	5,770,000
アドバンテスト	8,100	5,134.00	41,585,400
小野測器	200	444.00	88,800
エスペック	200	2,494.00	498,800
キーエンス	2,800	67,370.00	188,636,000
日置電機	100	6,440.00	644,000
シスメックス	2,400	8,493.00	20,383,200
日本マイクロニクス	500	3,800.00	1,900,000
メガチップス	200	5,140.00	1,028,000
OBARA GROUP	200	4,010.00	802,000
澤藤電機	100	1,244.00	124,400
原田工業	200	754.00	150,800
コーセル	300	1,369.00	410,700

イリソ電子工業	200	3,550.00	710,000
オプテックスグループ	500	1,744.00	872,000
千代田インテグレ	100	2,840.00	284,000
レーザーテック	1,300	35,180.00	45,734,000
スタンレー電気	1,800	2,776.00	4,996,800
ウシオ電機	1,500	2,035.00	3,052,500
岡谷電機産業	200	288.00	57,600
ヘリオス テクノ ホールディング	300	561.00	168,300
エノモト	100	1,622.00	162,200
日本セラミック	200	2,783.00	556,600
遠藤照明	200	1,274.00	254,800
古河電池	200	873.00	174,600
双信電機	200	300.00	60,000
山一電機	200	2,025.00	405,000
図研	200	4,190.00	838,000
日本電子	700	6,289.00	4,402,300
カシオ計算機	2,100	1,274.00	2,675,400
ファナック	13,800	4,416.00	60,940,800
日本シイエムケイ	600	801.00	480,600
エンプラス	100	12,650.00	1,265,000
大真空	300	899.00	269,700
ローム	5,200	2,678.00	13,925,600
浜松ホトニクス	2,300	6,105.00	14,041,500
三井ハイテック	300	7,099.00	2,129,700
新光電気工業	1,000	5,495.00	5,495,000
京セラ	17,600	2,226.50	39,186,400
太陽誘電	1,400	3,653.00	5,114,200
村田製作所	25,800	3,032.00	78,225,600
双葉電子工業	500	533.00	266,500
北陸電気工業	100	1,364.00	136,400
ニチコン	600	1,295.00	777,000
日本ケミコン	300	1,337.00	401,100
KOA	400	1,553.00	621,200
市光工業	500	592.00	296,000
小糸製作所	2,900	2,246.00	6,513,400
ミツバ	600	1,033.00	619,800
SCREENホールディングス	1,000	12,720.00	12,720,000
キャノン電子	200	2,106.00	421,200
キャノン	14,100	3,825.00	53,932,500
リコー	7,000	1,202.00	8,414,000

象印マホービン	700	1,524.00	1,066,800
MUTOHホールディングス	100	2,041.00	204,100
東京エレクトロン	6,000	26,245.00	157,470,000
イノテック	200	1,874.00	374,800
トヨタ紡織	1,200	2,341.00	2,809,200
芦森工業	100	2,078.00	207,800
ユニプレス	600	990.00	594,000
豊田自動織機	2,400	12,465.00	29,916,000
モリタホールディングス	500	1,597.00	798,500
三櫻工業	300	835.00	250,500
デンソー	23,400	2,263.00	52,954,200
東海理化電機製作所	800	2,325.00	1,860,000
川崎重工業	2,300	3,286.00	7,557,800
名村造船所	700	1,333.00	933,100
日本車輛製造	100	2,145.00	214,500
三菱ロジスネクスト	400	1,453.00	581,200
近畿車輛	100	1,979.00	197,900
日産自動車	40,400	568.70	22,975,480
いすゞ自動車	8,300	1,983.50	16,463,050
トヨタ自動車	155,800	2,861.00	445,743,800
日野自動車	4,200	498.60	2,094,120
三菱自動車工業	10,700	466.70	4,993,690
エフテック	200	656.00	131,200
レシップホールディングス	200	645.00	129,000
GMB	100	1,240.00	124,000
ファルテック	100	550.00	55,000
武蔵精密工業	600	1,598.00	958,800
日産車体	500	903.00	451,500
新明和工業	800	1,202.00	961,600
極東開発工業	500	2,022.00	1,011,000
トピー工業	200	2,745.00	549,000
ティラド	100	3,445.00	344,500
曙ブレーキ工業	1,800	113.00	203,400
タチエス	500	1,913.00	956,500
NOK	1,100	1,986.00	2,184,600
フタバ産業	800	834.00	667,200
カヤバ	300	5,150.00	1,545,000
大同メタル工業	600	553.00	331,800
プレス工業	1,500	610.00	915,000
ミクニ	500	477.00	238,500

太平洋工業	600	1,368.00	820,800
河西工業	400	194.00	77,600
アイシン	2,200	5,304.00	11,668,800
マツダ	9,400	1,674.50	15,740,300
今仙電機製作所	300	667.00	200,100
本田技研工業	69,200	1,558.50	107,848,200
スズキ	5,200	6,469.00	33,638,800
SUBARU	8,800	2,851.00	25,088,800
安永	200	666.00	133,200
ヤマハ発動機	12,300	1,342.50	16,512,750
TBK	300	401.00	120,300
エクセディ	500	2,710.00	1,355,000
豊田合成	800	2,778.00	2,222,400
愛三工業	500	1,302.00	651,000
盟和産業	100	1,010.00	101,000
日本プラスト	200	538.00	107,600
ヨロズ	200	898.00	179,600
エフ・シー・シー	500	1,862.00	931,000
シマノ	1,100	22,400.00	24,640,000
テイ・エス テック	1,000	1,813.00	1,813,000
ジャムコ	200	1,629.00	325,800
テルモ	8,000	5,072.00	40,576,000
クリエートメディック	100	893.00	89,300
日機装	900	1,049.00	944,100
日本エム・ディ・エム	200	762.00	152,400
島津製作所	3,800	4,271.00	16,229,800
JMS	200	526.00	105,200
クボテック	200	255.00	51,000
長野計器	200	2,094.00	418,800
グイ・テクノロジー	100	2,763.00	276,300
東京計器	200	1,900.00	380,000
愛知時計電機	200	2,516.00	503,200
インターアクション	200	1,144.00	228,800
オーバル	300	506.00	151,800
東京精密	600	9,277.00	5,566,200
マニー	1,100	2,305.50	2,536,050
ニコン	4,000	1,463.50	5,854,000
トプコン	1,400	1,674.50	2,344,300
オリンパス	17,400	2,260.50	39,332,700
理研計器	200	6,920.00	1,384,000

タムロン	200	5,680.00	1,136,000
HOYA	5,600	18,060.00	101,136,000
シード	200	834.00	166,800
ノーリツ鋼機	200	3,150.00	630,000
A&Dホロンホールディングス	400	1,867.00	746,800
朝日インテック	3,200	3,020.00	9,664,000
シチズン時計	2,600	914.00	2,376,400
リズム	100	2,947.00	294,700
大研医器	200	508.00	101,600
メニコン	900	2,384.00	2,145,600
シンシア	100	537.00	53,700
松風	100	2,815.00	281,500
セイコーグループ	400	2,686.00	1,074,400
ニプロ	2,400	1,192.50	2,862,000
KYORITSU	500	187.00	93,500
中本パックス	100	1,697.00	169,700
スノーピーク	500	920.00	460,000
パラマウントベッドホールディングス	600	2,794.00	1,676,400
トランザクション	200	2,370.00	474,000
粧美堂	200	667.00	133,400
ニホンフラッシュ	200	925.00	185,000
前田工織	200	3,300.00	660,000
永大産業	400	232.00	92,800
アートネイチャー	300	806.00	241,800
バンダイナムコホールディングス	7,700	3,044.00	23,438,800
アイフィスジャパン	100	612.00	61,200
SHOEI	600	1,918.00	1,150,800
フランスベッドホールディングス	300	1,411.00	423,300
パイロットコーポレーション	400	4,176.00	1,670,400
萩原工業	200	1,536.00	307,200
フジシールインターナショナル	600	1,758.00	1,054,800
タカラトミー	1,300	2,494.50	3,242,850
広済堂ホールディングス	500	788.00	394,000
エステールホールディングス	100	638.00	63,800
タカノ	100	1,001.00	100,100
プロネクサス	200	1,289.00	257,800
ホクシン	300	118.00	35,400
ウッドワン	100	1,023.00	102,300
TOPPANホールディングス	3,500	4,251.00	14,878,500
大日本印刷	3,100	4,407.00	13,661,700

共同印刷	100	3,395.00	339,500
N I S S H A	600	1,565.00	939,000
光村印刷	100	1,546.00	154,600
TAKARA & COMPANY	200	2,706.00	541,200
アシックス	2,400	4,495.00	10,788,000
ツツミ	100	2,301.00	230,100
ローランド	200	4,865.00	973,000
小松ウオール工業	100	2,976.00	297,600
ヤマハ	1,800	3,463.00	6,233,400
河合楽器製作所	100	3,590.00	359,000
クリナップ	300	723.00	216,900
ピジョン	1,800	1,624.50	2,924,100
キングジム	200	884.00	176,800
リンテック	600	2,686.00	1,611,600
イトーキ	600	1,381.00	828,600
任天堂	17,900	8,199.00	146,762,100
三菱鉛筆	500	2,109.00	1,054,500
タカラスタANDARD	600	1,747.00	1,048,200
コクヨ	1,200	2,405.50	2,886,600
ナカバヤシ	300	562.00	168,600
グローブライド	200	2,009.00	401,800
オカムラ	800	2,196.00	1,756,800
美津濃	300	4,215.00	1,264,500
東京電力ホールディングス	25,700	827.80	21,274,460
中部電力	10,500	1,967.50	20,658,750
関西電力	11,000	2,032.50	22,357,500
中国電力	4,900	1,061.00	5,198,900
北陸電力	2,800	747.80	2,093,840
東北電力	7,500	999.90	7,499,250
四国電力	2,400	1,085.00	2,604,000
九州電力	6,400	1,077.50	6,896,000
北海道電力	2,800	670.60	1,877,680
沖縄電力	600	1,179.00	707,400
電源開発	2,300	2,440.00	5,612,000
エフオン	200	445.00	89,000
イーレックス	500	818.00	409,000
レノバ	700	1,227.00	858,900
東京瓦斯	6,000	3,524.00	21,144,000
大阪瓦斯	5,700	3,205.00	18,268,500
東邦瓦斯	1,100	3,144.00	3,458,400

北海道瓦斯	200	2,337.00	467,400
広島ガス	600	395.00	237,000
西部ガスホールディングス	300	2,011.00	603,300
静岡ガス	600	1,044.00	626,400
メタウォーター	300	2,158.00	647,400
SBSホールディングス	200	2,567.00	513,400
東武鉄道	3,100	4,108.00	12,734,800
相鉄ホールディングス	900	2,835.50	2,551,950
東急	8,000	1,794.50	14,356,000
京浜急行電鉄	3,500	1,349.50	4,723,250
小田急電鉄	4,700	2,353.50	11,061,450
京王電鉄	1,400	4,626.00	6,476,400
京成電鉄	1,800	7,269.00	13,084,200
富士急行	300	4,775.00	1,432,500
東日本旅客鉄道	5,200	8,521.00	44,309,200
西日本旅客鉄道	3,400	6,169.00	20,974,600
東海旅客鉄道	11,000	3,758.00	41,338,000
西武ホールディングス	3,300	2,091.00	6,900,300
鴻池運輸	500	1,977.00	988,500
西日本鉄道	800	2,477.00	1,981,600
ハマキョウレックス	200	4,295.00	859,000
サカイ引越センター	200	2,814.00	562,800
近鉄グループホールディングス	2,800	4,735.00	13,258,000
阪急阪神ホールディングス	3,800	4,733.00	17,985,400
南海電気鉄道	1,300	2,972.50	3,864,250
京阪ホールディングス	1,600	3,800.00	6,080,000
神戸電鉄	100	2,964.00	296,400
名古屋鉄道	2,900	2,373.50	6,883,150
山陽電気鉄道	200	2,214.00	442,800
アルプス物流	200	1,796.00	359,200
ヤマトホールディングス	3,600	2,659.00	9,572,400
山九	700	5,389.00	3,772,300
丸運	200	280.00	56,000
丸全昭和運輸	200	4,085.00	817,000
センコーグループホールディングス	1,400	1,170.00	1,638,000
トナミホールディングス	100	4,805.00	480,500
ニッコンホールディングス	900	3,187.00	2,868,300
日本石油輸送	100	2,935.00	293,500
福山通運	300	4,380.00	1,314,000
セイノーホールディングス	1,600	2,205.50	3,528,800

エスライングループ本社	100	890.00	89,000
神奈川中央交通	100	3,075.00	307,500
AZ-COM丸和ホールディングス	600	1,572.00	943,200
C&Fロジホールディングス	300	1,624.00	487,200
九州旅客鉄道	2,000	3,244.00	6,488,000
SGホールディングス	4,900	2,131.00	10,441,900
NIPPON EXPRESSホールディングス	1,000	8,702.00	8,702,000
日本郵船	8,100	4,910.00	39,771,000
商船三井	6,100	5,067.00	30,908,700
川崎汽船	2,400	7,121.00	17,090,400
NSユナイテッド海運	200	5,070.00	1,014,000
明海グループ	300	808.00	242,400
飯野海運	1,100	1,346.00	1,480,600
共栄タンカー	100	880.00	88,000
乾汽船	300	1,155.00	346,500
日本航空	6,900	2,807.00	19,368,300
ANAホールディングス	7,700	3,178.00	24,470,600
パスコ	100	1,813.00	181,300
トランコム	100	7,170.00	717,000
日新	200	2,684.00	536,800
三菱倉庫	700	4,680.00	3,276,000
三井倉庫ホールディングス	300	5,030.00	1,509,000
住友倉庫	800	2,648.00	2,118,400
澁澤倉庫	100	3,135.00	313,500
東陽倉庫	100	1,532.00	153,200
日本トランスシティ	600	658.00	394,800
ケイヒン	100	1,800.00	180,000
中央倉庫	200	1,183.00	236,600
川西倉庫	100	1,160.00	116,000
安田倉庫	200	1,248.00	249,600
ファイズホールディングス	100	1,235.00	123,500
東洋埠頭	100	1,393.00	139,300
上組	1,300	3,507.00	4,559,100
サンリツ	200	783.00	156,600
キムラユニティー	100	1,415.00	141,500
キューソー流通システム	100	919.00	91,900
東海運	200	292.00	58,400
エーアイティー	200	1,766.00	353,200
内外トランスライン	100	2,453.00	245,300

日本コンセプト	100	1,700.00	170,000
NEC ネットエスアイ	1,100	2,391.00	2,630,100
クロスキャット	100	1,117.00	111,700
システナ	4,100	308.00	1,262,800
デジタルアーツ	200	5,230.00	1,046,000
日鉄ソリューションズ	500	4,935.00	2,467,500
キューブシステム	200	1,116.00	223,200
コア	200	1,824.00	364,800
手間いらず	100	2,922.00	292,200
ラクーンホールディングス	200	643.00	128,600
ソリトンシステムズ	200	1,437.00	287,400
ソフトクリエイティブホールディングス	300	1,750.00	525,000
T I S	3,100	3,422.00	10,608,200
テクミラホールディングス	200	426.00	85,200
グリー	800	596.00	476,800
GMOペパボ	100	1,213.00	121,300
コーエーテクモホールディングス	1,800	1,810.50	3,258,900
三菱総合研究所	100	4,770.00	477,000
ボルテージ	200	269.00	53,800
電算	100	1,511.00	151,100
AGS	200	817.00	163,400
ファインデックス	200	924.00	184,800
ブレインパッド	200	1,122.00	224,400
KL a b	500	285.00	142,500
ポールトゥウィンホールディングス	300	485.00	145,500
ネクソン	6,300	2,696.50	16,987,950
アイスタイル	800	420.00	336,000
エムアップホールディングス	300	1,040.00	312,000
エイチーム	200	589.00	117,800
エニグモ	200	357.00	71,400
テクノスジャパン	200	637.00	127,400
e n i s h	200	167.00	33,400
コロプラ	1,000	599.00	599,000
オルトプラス	200	151.00	30,200
ブロードリーフ	1,500	579.00	868,500
クロス・マーケティンググループ	200	558.00	111,600
デジタルハーツホールディングス	200	1,007.00	201,400
システム情報	200	928.00	185,600
メディアドゥ	200	1,335.00	267,000
じげん	700	530.00	371,000

ブイキューブ	200	306.00	61,200
エンカレッジ・テクノロジー	100	564.00	56,400
サイバーリンクス	100	768.00	76,800
ディー・エル・イー	300	198.00	59,400
フィックスターズ	300	1,368.00	410,400
CARTA HOLDINGS	200	1,437.00	287,400
オプティム	200	931.00	186,200
セレス	100	1,171.00	117,100
SHIFT	200	28,090.00	5,618,000
ティーガイア	300	1,977.00	593,100
セック	100	5,390.00	539,000
テクマトリックス	500	1,770.00	885,000
プロシップ	100	1,412.00	141,200
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	700	2,425.50	1,697,850
GMOペイメントゲートウェイ	600	9,909.00	5,945,400
ザッパラス	200	451.00	90,200
システムリサーチ	100	3,040.00	304,000
インターネットイニシアティブ	1,400	2,994.00	4,191,600
さくらインターネット	300	3,100.00	930,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	100	2,771.00	277,100
SRAホールディングス	100	3,830.00	383,000
システムインテグレータ	100	427.00	42,700
朝日ネット	200	627.00	125,400
eBASE	300	764.00	229,200
アバントグループ	200	1,464.00	292,800
アドソル日進	100	1,607.00	160,700
ODKソリューションズ	100	603.00	60,300
フリービット	200	1,439.00	287,800
コムチュア	300	1,902.00	570,600
アステリア	200	625.00	125,000
アイル	100	3,260.00	326,000
マークラインズ	200	2,951.00	590,200
メディカル・データ・ビジョン	300	659.00	197,700
gumi	300	421.00	126,300
ショーケース	100	304.00	30,400
モバイルファクトリー	100	634.00	63,400
テラスカイ	100	1,747.00	174,700
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	200	1,697.00	339,400

PCIホールディングス	200	1,010.00	202,000
アイビーシー	100	466.00	46,600
ネオジャパン	100	1,036.00	103,600
PR TIMES	100	2,044.00	204,400
ラクス	1,300	2,398.00	3,117,400
ランドコンピュータ	400	959.00	383,600
ダブルスタンダード	100	1,603.00	160,300
オープンドア	200	835.00	167,000
マイネット	100	287.00	28,700
アカツキ	100	2,413.00	241,300
ベネフィットジャパン	100	1,230.00	123,000
Ubicomホールディングス	100	1,588.00	158,800
カナミックネットワーク	200	419.00	83,800
ノムラシステムコーポレーション	300	120.00	36,000
チェンジホールディングス	700	1,418.00	992,600
シンクロ・フード	200	620.00	124,000
オークネット	200	1,921.00	384,200
キャピタル・アセット・プランニング	100	758.00	75,800
セグエグループ	100	896.00	89,600
エイトレッド	100	1,425.00	142,500
マクロミル	600	797.00	478,200
ビーグリー	100	1,204.00	120,400
オロ	100	2,943.00	294,300
ユーザーローカル	100	1,841.00	184,100
テモナ	100	271.00	27,100
ニーズウェル	200	730.00	146,000
マネーフォワード	600	5,196.00	3,117,600
サインポスト	100	450.00	45,000
Sun Asterisk	200	991.00	198,200
プラスアルファ・コンサルティング	200	2,639.00	527,800
電算システムホールディングス	100	2,916.00	291,600
Appier Group	1,100	1,828.00	2,010,800
ソルクシーズ	200	399.00	79,800
フェイス	100	478.00	47,800
プロトコーポレーション	300	1,315.00	394,500
ハイマックス	100	1,453.00	145,300
野村総合研究所	6,300	4,581.00	28,860,300
CEホールディングス	200	611.00	122,200
日本システム技術	100	3,305.00	330,500
インテージホールディングス	300	1,771.00	531,300

東邦システムサイエンス	100	1,318.00	131,800
ソースネクスト	1,500	163.00	244,500
インフォコム	400	2,452.00	980,800
シンプレクス・ホールディングス	500	2,841.00	1,420,500
HEROZ	100	1,617.00	161,700
ラクスル	600	1,172.00	703,200
メルカリ	1,700	2,535.00	4,309,500
I P S	100	2,001.00	200,100
F I G	300	319.00	95,700
システムサポート	100	1,902.00	190,200
イーソル	200	601.00	120,200
東海ソフト	100	1,174.00	117,400
ウイングアーク1st	200	2,636.00	527,200
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	100	1,307.00	130,700
サーバーワークス	100	3,550.00	355,000
東名	100	2,050.00	205,000
ヴィッツ	100	867.00	86,700
トビラシステムズ	100	900.00	90,000
S a n s a n	900	1,430.00	1,287,000
L i n k - U	100	721.00	72,100
ギフトィ	200	1,566.00	313,200
メドレー	400	4,500.00	1,800,000
ベース	100	3,415.00	341,500
J M D C	500	4,148.00	2,074,000
フォーカスシステムズ	200	1,022.00	204,400
クレスコ	200	2,010.00	402,000
フジ・メディア・ホールディングス	2,800	1,739.00	4,869,200
オービック	900	25,085.00	22,576,500
ジャストシステム	400	3,250.00	1,300,000
T D C ソフト	200	2,221.00	444,200
L I N E ヤフー	40,600	485.10	19,695,060
トレンドマイクロ	1,400	8,296.00	11,614,400
I D ホールディングス	200	1,787.00	357,400
日本オラクル	500	11,980.00	5,990,000
アルファシステムズ	100	3,060.00	306,000
フューチャー	600	1,844.00	1,106,400
C A C H o l d i n g s	200	1,762.00	352,400
S B テクノロジー	100	2,377.00	237,700
トーセ	100	705.00	70,500

オービックビジネスコンサルタント	400	6,989.00	2,795,600
アイティフォー	300	1,217.00	365,100
東計電算	200	3,645.00	729,000
エクスネット	100	1,136.00	113,600
大塚商会	1,400	6,254.00	8,755,600
サイボウズ	300	2,135.00	640,500
電通総研	300	6,000.00	1,800,000
ACCESS	300	801.00	240,300
デジタルガレージ	500	3,685.00	1,842,500
EMシステムズ	500	722.00	361,000
ウェザーニューズ	100	5,350.00	535,000
C I J	500	684.00	342,000
ビジネスエンジニアリング	100	4,465.00	446,500
日本エンタープライズ	300	127.00	38,100
WOWOW	200	1,127.00	225,400
スカラ	200	753.00	150,600
インテリジェント ウェイブ	200	1,027.00	205,400
ANYCOLOR	100	3,335.00	333,500
IMAGICA GROUP	300	624.00	187,200
ネットワンシステムズ	1,100	2,390.00	2,629,000
システムソフト	600	62.00	37,200
アルゴグラフィックス	200	3,910.00	782,000
マーベラス	500	742.00	371,000
エイベックス	500	1,425.00	712,500
B I P R O G Y	900	4,466.00	4,019,400
都築電気	100	2,272.00	227,200
T B S ホールディングス	1,500	3,382.00	5,073,000
日本テレビホールディングス	2,500	1,703.00	4,257,500
朝日放送グループホールディングス	300	671.00	201,300
テレビ朝日ホールディングス	600	1,744.00	1,046,400
スカパー J S A T ホールディングス	2,400	760.00	1,824,000
テレビ東京ホールディングス	200	3,195.00	639,000
日本BS放送	100	899.00	89,900
ビジョン	300	1,233.00	369,900
スマートバリュー	100	414.00	41,400
USEN-NEXT HOLDING S	300	4,565.00	1,369,500
ワイヤレスゲート	200	245.00	49,000
日本通信	2,400	231.00	554,400
クロップス	100	1,142.00	114,200

日本電信電話	847,000	186.00	157,542,000
KDDI	22,000	4,993.00	109,846,000
ソフトバンク	45,700	1,916.00	87,561,200
光通信	300	25,630.00	7,689,000
エムティーアイ	300	640.00	192,000
GMOインターネットグループ	1,000	2,662.50	2,662,500
ファイバーゲート	100	942.00	94,200
アイドママーケティングコミュニケーション	200	243.00	48,600
KADOKAWA	1,500	3,100.00	4,650,000
学研ホールディングス	400	1,014.00	405,600
ゼンリン	600	891.00	534,600
昭文社ホールディングス	200	362.00	72,400
インプレスホールディングス	300	180.00	54,000
アイネット	200	1,853.00	370,600
松竹	200	9,554.00	1,910,800
東宝	1,600	5,012.00	8,019,200
東映	100	21,550.00	2,155,000
NTTデータグループ	7,500	2,204.50	16,533,750
ピー・シー・エー	200	1,187.00	237,400
ビジネスブレイン太田昭和	100	2,238.00	223,800
DTS	600	3,820.00	2,292,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,300	5,850.00	7,605,000
シーイーシー	300	1,690.00	507,000
カプコン	2,600	5,527.00	14,370,200
アイ・エス・ビー	200	1,494.00	298,800
ジャステック	200	1,472.00	294,400
SCSK	2,000	2,968.00	5,936,000
NSW	100	3,035.00	303,500
アイネス	300	1,638.00	491,400
TKC	500	3,880.00	1,940,000
富士ソフト	600	6,880.00	4,128,000
NSD	1,000	2,824.00	2,824,000
コナミグループ	1,100	8,639.00	9,502,900
福井コンピュータホールディングス	200	2,643.00	528,600
JBCCHホールディングス	200	3,945.00	789,000
ミロク情報サービス	200	1,833.00	366,600
ソフトバンクグループ	14,000	6,433.00	90,062,000
高千穂交易	100	4,115.00	411,500
オルパヘルスケアホールディングス	100	1,800.00	180,000

伊藤忠食品	100	7,800.00	780,000	
エレマテック	200	1,845.00	369,000	
あらた	400	3,270.00	1,308,000	
トーマンデバイス	100	5,340.00	534,000	
東京エレクトロン デバイス	300	6,320.00	1,896,000	
円谷フィールズホールディングス	500	1,559.00	779,500	
双日	3,300	3,409.00	11,249,700	
アルフレッサ ホールディングス	3,000	2,545.00	7,635,000	
横浜冷凍	800	1,060.00	848,000	
神栄	100	1,860.00	186,000	
ラサ商事	200	1,627.00	325,400	
アルコニックス	300	1,388.00	416,400	
神戸物産	2,300	4,023.00	9,252,900	
ハイパー	100	308.00	30,800	
あい ホールディングス	400	2,465.00	986,000	
ディーブイエックス	200	1,068.00	213,600	
ダイワボウホールディングス	1,200	3,274.00	3,928,800	
マクニカホールディングス	700	8,398.00	5,878,600	
ラクト・ジャパン	100	2,200.00	220,000	
グリムス	100	2,109.00	210,900	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	600	1,079.00	647,400	
八洲電機	200	1,380.00	276,000	
メディアスホールディングス	200	763.00	152,600	
レスターホールディングス	300	3,140.00	942,000	
ジオリーブグループ	100	1,330.00	133,000	
大光	200	624.00	124,800	
OCHIホールディングス	100	1,552.00	155,200	
TOKAIホールディングス	1,500	999.00	1,498,500	
黒谷	200	608.00	121,600	
Cominix	100	813.00	81,300	
三洋貿易	300	1,231.00	369,300	
ビューティガレージ	200	2,236.00	447,200	
ウイン・パートナーズ	200	1,222.00	244,400	
ミタチ産業	200	1,147.00	229,400	
シップヘルスケアホールディングス	1,100	2,278.50	2,506,350	
明治電機工業	100	1,432.00	143,200	
デリカフーズホールディングス	200	588.00	117,600	
スターティアホールディングス	100	1,354.00	135,400	
コメダホールディングス	700	2,794.00	1,955,800	

ピーバンドットコム	100	392.00	39,200
アセンテック	100	499.00	49,900
富士興産	100	1,940.00	194,000
協栄産業	100	2,550.00	255,000
フルサト・マルカホールディングス	300	2,558.00	767,400
ヤマエグループホールディングス	200	4,300.00	860,000
小野建	200	1,819.00	363,800
南陽	100	2,155.00	215,500
佐鳥電機	200	2,210.00	442,000
エコートレーディング	200	1,299.00	259,800
伯東	200	6,040.00	1,208,000
コンドーテック	200	1,251.00	250,200
中山福	200	370.00	74,000
ナガイレーベン	300	2,525.00	757,500
三菱食品	300	4,915.00	1,474,500
松田産業	200	2,544.00	508,800
第一興商	1,100	2,104.50	2,314,950
メディパルホールディングス	3,100	2,456.00	7,613,600
S P K	200	1,966.00	393,200
萩原電気ホールディングス	100	5,080.00	508,000
アズワン	500	5,601.00	2,800,500
スズデン	100	2,467.00	246,700
尾家産業	100	1,732.00	173,200
シモジマ	200	1,323.00	264,600
ドウシシャ	200	2,169.00	433,800
小津産業	100	1,626.00	162,600
高速	200	2,186.00	437,200
たけびし	100	1,998.00	199,800
リックス	100	3,720.00	372,000
丸文	300	1,758.00	527,400
ハピネット	200	2,880.00	576,000
橋本総業ホールディングス	200	1,314.00	262,800
日本ライフライン	1,000	1,321.00	1,321,000
タカショー	200	596.00	119,200
I D O M	1,000	845.00	845,000
進和	200	2,502.00	500,400
エスケイジャパン	200	725.00	145,000
ダイトロン	100	2,909.00	290,900
シークス	300	1,487.00	446,100
田中商事	100	794.00	79,400

オーハシテクニカ	200	1,824.00	364,800
白銅	100	2,404.00	240,400
ダイコー通産	100	1,211.00	121,100
伊藤忠商事	20,200	6,710.00	135,542,000
丸紅	25,000	2,464.50	61,612,500
高島	400	1,214.00	485,600
長瀬産業	1,400	2,373.50	3,322,900
蝶理	200	2,944.00	588,800
豊田通商	2,600	9,676.00	25,157,600
三共生興	500	744.00	372,000
兼松	1,100	2,227.00	2,449,700
ツカモトコーポレーション	100	1,226.00	122,600
三井物産	22,600	5,968.00	134,876,800
日本紙パルプ商事	200	5,090.00	1,018,000
カメイ	300	1,883.00	564,900
東都水産	100	7,130.00	713,000
OUGホールディングス	100	2,433.00	243,300
スターゼン	200	2,785.00	557,000
山善	800	1,200.00	960,000
椿本興業	100	6,870.00	687,000
住友商事	18,200	3,357.00	61,097,400
内田洋行	100	7,240.00	724,000
三菱商事	59,400	2,464.00	146,361,600
第一実業	300	1,982.00	594,600
キヤノンマーケティングジャパン	700	4,395.00	3,076,500
西華産業	200	3,010.00	602,000
佐藤商事	200	1,584.00	316,800
菱洋エレクトロ	200	3,855.00	771,000
東京産業	300	860.00	258,000
ユアサ商事	200	4,875.00	975,000
神鋼商事	100	5,990.00	599,000
トルク	200	267.00	53,400
阪和興業	500	5,340.00	2,670,000
正栄食品工業	200	4,675.00	935,000
カナデン	200	1,622.00	324,400
RYODEN	200	2,778.00	555,600
岩谷産業	700	6,704.00	4,692,800
ナイス	200	1,642.00	328,400
ニチモウ	200	2,128.00	425,600
極東貿易	100	2,088.00	208,800

アステナホールディングス	400	484.00	193,600
三愛オブリ	700	1,718.00	1,202,600
稲畑産業	600	3,135.00	1,881,000
G S I クレオス	200	2,255.00	451,000
明和産業	300	669.00	200,700
クワザワホールディングス	200	662.00	132,400
ワキタ	600	1,565.00	939,000
東邦ホールディングス	700	3,259.00	2,281,300
サンゲツ	800	3,350.00	2,680,000
ミツウロコグループホールディングス	500	1,720.00	860,000
シナネンホールディングス	100	4,305.00	430,500
伊藤忠エネクス	600	1,668.00	1,000,800
サンリオ	800	6,417.00	5,133,600
サンワテクノス	200	2,319.00	463,800
リョーサン	200	5,040.00	1,008,000
新光商事	400	1,229.00	491,600
トーヨー	100	2,739.00	273,900
三信電気	100	2,411.00	241,100
東陽テクニカ	300	1,476.00	442,800
モスフードサービス	400	3,420.00	1,368,000
加賀電子	200	6,760.00	1,352,000
ソーダニッカ	300	1,240.00	372,000
立花エレテック	200	3,190.00	638,000
フォーバル	200	1,453.00	290,600
P A L T A C	400	4,640.00	1,856,000
三谷産業	300	382.00	114,600
太平洋興発	200	822.00	164,400
西本W i s m e t t a cホールディングス	100	6,190.00	619,000
ヤマシタヘルスケアホールディングス	100	2,204.00	220,400
コア商事ホールディングス	200	742.00	148,400
K P P グループホールディングス	600	697.00	418,200
ヤマタネ	200	2,549.00	509,800
丸紅建材リース	100	2,771.00	277,100
泉州電業	100	3,355.00	335,500
トラスコ中山	600	2,548.00	1,528,800
オートバックスセブン	1,000	1,600.00	1,600,000
モリト	200	1,439.00	287,800
加藤産業	400	4,775.00	1,910,000
北恵	100	863.00	86,300

イエローハット	600	1,806.00	1,083,600
J Kホールディングス	300	1,071.00	321,300
日伝	200	2,909.00	581,800
北沢産業	300	287.00	86,100
杉本商事	100	2,302.00	230,200
因幡電機産業	800	3,570.00	2,856,000
東テク	100	5,140.00	514,000
ミスミグループ本社	4,500	2,532.00	11,394,000
アルテック	300	250.00	75,000
タキヒヨー	100	1,053.00	105,300
蔵王産業	100	2,521.00	252,100
スズケン	1,100	4,895.00	5,384,500
ジェコス	200	1,114.00	222,800
グローセル	300	685.00	205,500
ローソン	700	7,951.00	5,565,700
サンエー	200	4,665.00	933,000
カワチ薬品	200	2,740.00	548,000
エービーシー・マート	1,200	2,593.00	3,111,600
ハードオフコーポレーション	200	1,816.00	363,200
アスクル	600	2,093.00	1,255,800
ゲオホールディングス	400	2,360.00	944,000
アダストリア	300	3,335.00	1,000,500
ジーフット	200	292.00	58,400
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	200	725.00	145,000
くら寿司	300	3,795.00	1,138,500
キャンドウ	100	2,738.00	273,800
I Kホールディングス	100	340.00	34,000
パルグループホールディングス	600	2,325.00	1,395,000
エディオン	1,200	1,628.00	1,953,600
サーラコーポレーション	600	832.00	499,200
ワッツ	200	623.00	124,600
ハローズ	100	4,220.00	422,000
フジオフードグループ本社	200	1,440.00	288,000
あみやき亭	100	4,260.00	426,000
ひらまつ	600	265.00	159,000
大黒天物産	100	7,910.00	791,000
ハニーズホールディングス	200	1,635.00	327,000
ファーマライズホールディングス	100	686.00	68,600
アルペン	200	1,974.00	394,800
ハブ	100	773.00	77,300

クオールホールディングス	400	1,784.00	713,600
ジズホールディングス	200	4,425.00	885,000
ビックカメラ	1,600	1,376.00	2,201,600
DCMホールディングス	1,800	1,359.00	2,446,200
ペッパーフードサービス	300	95.00	28,500
MonotaRO	4,300	1,507.00	6,480,100
東京一番フーズ	200	516.00	103,200
DDグループ	200	1,410.00	282,000
きちりホールディングス	200	1,027.00	205,400
J. フロント リテイリング	3,500	1,373.50	4,807,250
ドトール・日レスホールディングス	400	2,242.00	896,800
マツキヨココカラ&カンパニー	5,400	2,735.00	14,769,000
ブロンコビリー	200	3,380.00	676,000
ZOZO	2,000	3,273.00	6,546,000
トレジャー・ファクトリー	200	1,305.00	261,000
物語コーポレーション	500	4,930.00	2,465,000
三越伊勢丹ホールディングス	5,100	1,738.00	8,863,800
Hamee	100	1,000.00	100,000
マーケットエンタープライズ	100	999.00	99,900
ウエルシアホールディングス	1,500	2,407.00	3,610,500
クリエイトSDホールディングス	500	3,160.00	1,580,000
丸善CHIホールディングス	300	329.00	98,700
ミサワ	100	691.00	69,100
ティーライフ	100	1,445.00	144,500
エー・ピーホールディングス	200	953.00	190,600
チムニー	100	1,434.00	143,400
シュッピン	200	1,080.00	216,000
オイシックス・ラ・大地	300	1,405.00	421,500
ネクステージ	700	2,307.00	1,614,900
ジョイフル本田	900	1,927.00	1,734,300
鳥貴族ホールディングス	100	3,595.00	359,500
ホットランド	200	1,943.00	388,600
すかいらーくホールディングス	4,000	2,381.00	9,524,000
SFPホールディングス	200	2,127.00	425,400
綿半ホールディングス	200	1,445.00	289,000
ヨシックスホールディングス	100	2,831.00	283,100
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	800	1,018.00	814,400
ゴルフダイジェスト・オンライン	200	665.00	133,000
BEENOS	100	1,402.00	140,200

あさひ	200	1,292.00	258,400
日本調剤	200	1,396.00	279,200
コスモス薬品	300	15,195.00	4,558,500
トーエル	200	772.00	154,400
セブン&アイ・ホールディングス	10,300	5,809.00	59,832,700
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	2,200	1,154.00	2,538,800
ツルハホールディングス	600	12,945.00	7,767,000
サンマルクホールディングス	200	2,214.00	442,800
フェリシモ	100	932.00	93,200
トリドールホールディングス	800	4,654.00	3,723,200
TOKYO BASE	300	332.00	99,600
ウイルプラスホールディングス	100	1,004.00	100,400
JMホールディングス	200	2,225.00	445,000
サツドラホールディングス	200	790.00	158,000
アレンザホールディングス	200	1,096.00	219,200
串カツ田中ホールディングス	100	1,675.00	167,500
パロックジャパンリミテッド	200	824.00	164,800
クスリのアオキホールディングス	900	3,219.00	2,897,100
力の源ホールディングス	100	1,495.00	149,500
FOOD & LIFE COMPANIES	1,600	2,949.50	4,719,200
メディカルシステムネットワーク	200	633.00	126,600
一家ホールディングス	100	683.00	68,300
ジャパングラフトホールディングス	200	169.00	33,800
はるやまホールディングス	200	594.00	118,800
ノジマ	1,100	1,861.00	2,047,100
カップ・クリエイト	500	1,763.00	881,500
ライトオン	200	422.00	84,400
良品計画	3,200	2,480.00	7,936,000
パリティホールディングス	500	516.00	258,000
アドヴァングループ	300	1,087.00	326,100
アルビス	100	2,720.00	272,000
コナカ	400	415.00	166,000
ハウス オブ ローゼ	100	1,612.00	161,200
G-7ホールディングス	200	1,250.00	250,000
イオン北海道	900	961.00	864,900
コジマ	500	760.00	380,000
ヒマラヤ	100	943.00	94,300
コーナン商事	400	3,900.00	1,560,000
エコス	100	2,477.00	247,700

ワタミ	300	1,055.00	316,500
マルシェ	200	248.00	49,600
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	6,000	3,392.00	20,352,000
西松屋チェーン	600	2,119.00	1,271,400
ゼンショーホールディングス	1,500	7,462.00	11,193,000
幸楽苑ホールディングス	200	1,253.00	250,600
ハークスレイ	100	874.00	87,400
サイゼリヤ	400	5,300.00	2,120,000
VTホールディングス	1,100	531.00	584,100
魚力	100	2,338.00	233,800
ポプラ	200	196.00	39,200
フジ・コーポレーション	200	1,718.00	343,600
ユナイテッドアローズ	300	1,925.00	577,500
ハイデイ日高	300	2,956.00	886,800
YU-WA Creation Holdings	200	179.00	35,800
コロワイド	1,300	2,393.00	3,110,900
壺番屋	200	6,120.00	1,224,000
トップカルチャー	200	158.00	31,600
PLANT	100	1,504.00	150,400
スギホールディングス	600	6,558.00	3,934,800
薬王堂ホールディングス	200	2,606.00	521,200
ヴィア・ホールディングス	500	180.00	90,000
スクロール	400	1,019.00	407,600
ヨンドシーホールディングス	200	2,024.00	404,800
木曽路	300	2,651.00	795,300
SRSホールディングス	300	1,184.00	355,200
千趣会	600	323.00	193,800
タカキュー	300	84.00	25,200
リテールパートナーズ	300	1,885.00	565,500
上新電機	300	2,474.00	742,200
日本瓦斯	1,600	2,438.50	3,901,600
ロイヤルホールディングス	600	2,609.00	1,565,400
東天紅	100	858.00	85,800
いなげや	300	1,317.00	395,100
チヨダ	300	922.00	276,600
ライフコーポレーション	200	3,715.00	743,000
リンガーハット	300	2,539.00	761,700
MrMaxHD	300	627.00	188,100

テンアライド	300	314.00	94,200
AOKIホールディングス	600	1,205.00	723,000
オークワ	400	875.00	350,000
コメリ	500	3,280.00	1,640,000
青山商事	600	1,696.00	1,017,600
しまむら	300	16,860.00	5,058,000
はせがわ	200	374.00	74,800
高島屋	2,100	2,088.00	4,384,800
松屋	600	1,107.00	664,200
エイチ・ツー・オー リテイリング	1,400	1,623.00	2,272,200
近鉄百貨店	100	2,662.00	266,200
丸井グループ	2,000	2,467.50	4,935,000
アクシアル リテイリング	200	4,095.00	819,000
井筒屋	200	376.00	75,200
イオン	10,100	3,371.00	34,047,100
イズミ	500	3,620.00	1,810,000
平和堂	500	2,209.00	1,104,500
フジ	500	1,928.00	964,000
ヤオコー	300	8,611.00	2,583,300
ゼビオホールディングス	300	974.00	292,200
ケーズホールディングス	2,100	1,336.00	2,805,600
Olympicグループ	200	545.00	109,000
日産東京販売ホールディングス	500	457.00	228,500
シルバーライフ	100	848.00	84,800
Genky Drug Stores	100	5,700.00	570,000
ナルミヤ・インターナショナル	100	1,224.00	122,400
ブックオフグループホールディングス	200	1,284.00	256,800
ギフトホールディングス	200	2,471.00	494,200
アインホールディングス	400	4,525.00	1,810,000
元気寿司	200	3,645.00	729,000
ヤマダホールディングス	9,200	452.20	4,160,240
アークランズ	800	1,659.00	1,327,200
ニトリホールディングス	1,100	19,125.00	21,037,500
グルメ杵屋	200	1,085.00	217,000
愛眼	300	193.00	57,900
ケーユーホールディングス	200	1,155.00	231,000
吉野家ホールディングス	1,100	3,287.00	3,615,700
松屋フーズホールディングス	100	6,180.00	618,000
サガミホールディングス	300	1,475.00	442,500
関西フードマーケット	200	1,487.00	297,400

王将フードサービス	200	8,280.00	1,656,000
ミニストップ	200	1,546.00	309,200
アークス	500	2,961.00	1,480,500
バローホールディングス	600	2,513.00	1,507,800
ベルク	100	6,270.00	627,000
大庄	200	1,301.00	260,200
ファーストリテイリング	1,300	39,470.00	51,311,000
サンドラッグ	1,000	4,559.00	4,559,000
サックスバー ホールディングス	200	849.00	169,800
ヤマザワ	100	1,269.00	126,900
やまや	100	3,100.00	310,000
ベルーナ	600	620.00	372,000
Robot Home	800	174.00	139,200
大東建託	1,000	16,625.00	16,625,000
いちご	3,200	332.00	1,062,400
日本駐車場開発	3,100	189.00	585,900
スター・マイカ・ホールディングス	300	599.00	179,700
SREホールディングス	100	2,724.00	272,400
ADワークスグループ	600	229.00	137,400
ヒューリック	6,400	1,602.50	10,256,000
野村不動産ホールディングス	1,600	4,130.00	6,608,000
三重交通グループホールディングス	600	619.00	371,400
サムティ	400	2,536.00	1,014,400
ディア・ライフ	400	972.00	388,800
コーセーアールイー	100	1,091.00	109,100
地主	200	2,325.00	465,000
プレサンスコーポレーション	300	1,656.00	496,800
THEグローバル社	200	400.00	80,000
ハウスコム	100	921.00	92,100
JPMC	200	1,134.00	226,800
サンセイランディック	200	1,044.00	208,800
エストラスト	100	659.00	65,900
フージャースホールディングス	500	1,130.00	565,000
オープンハウスグループ	1,000	4,487.00	4,487,000
東急不動産ホールディングス	8,500	1,018.00	8,653,000
飯田グループホールディングス	2,700	2,380.50	6,427,350
イーグランド	100	1,563.00	156,300
ムゲンエステート	200	1,136.00	227,200
ビーロッド	200	986.00	197,200
ファーストブラザーズ	100	1,238.00	123,800

A n d D oホールディングス	200	1,078.00	215,600
シーアールイー	100	1,457.00	145,700
ケイアイスター不動産	100	3,385.00	338,500
アグレ都市デザイン	100	1,582.00	158,200
グッドコムアセット	200	738.00	147,600
ジェイ・エス・ビー	200	2,514.00	502,800
ロードスターキャピタル	100	1,961.00	196,100
テンポイノベーション	100	1,016.00	101,600
グローバル・リンク・マネジメント	100	2,334.00	233,400
フェイスネットワーク	100	1,523.00	152,300
霞ヶ関キャピタル	100	10,020.00	1,002,000
パーク24	1,800	1,890.50	3,402,900
パラカ	100	1,955.00	195,500
ミガロホールディングス	100	1,411.00	141,100
宮越ホールディングス	100	1,061.00	106,100
三井不動産	12,900	3,752.00	48,400,800
三菱地所	18,200	2,180.50	39,685,100
平和不動産	500	3,935.00	1,967,500
東京建物	2,400	2,302.00	5,524,800
京阪神ビルディング	300	1,416.00	424,800
住友不動産	4,100	4,532.00	18,581,200
テーオーシー	600	733.00	439,800
東京楽天地	100	6,710.00	671,000
レオパレス21	2,600	411.00	1,068,600
スターツコーポレーション	400	3,015.00	1,206,000
フジ住宅	300	731.00	219,300
空港施設	300	601.00	180,300
明和地所	200	1,358.00	271,600
ゴールドクレスト	200	2,323.00	464,600
エスリード	100	3,705.00	370,500
日神グループホールディングス	500	519.00	259,500
日本エスコン	500	961.00	480,500
M I R A R T Hホールディングス	1,300	497.00	646,100
A V A N T I A	200	887.00	177,400
イオンモール	1,500	1,812.50	2,718,750
毎日コムネット	100	752.00	75,200
ファースト住建	200	1,094.00	218,800
ランド	16,900	7.00	118,300
カチタス	700	2,026.00	1,418,200
トーセイ	400	2,235.00	894,000

穴吹興産	100	2,048.00	204,800
サンフロンティア不動産	500	1,766.00	883,000
F J ネクストホールディングス	300	1,191.00	357,300
インテリックス	100	559.00	55,900
ランドビジネス	200	267.00	53,400
サンネクスタグループ	100	954.00	95,400
グランディハウス	200	649.00	129,800
日本空港ビルデング	1,000	6,251.00	6,251,000
明豊ファシリティワークス	200	854.00	170,800
L I F U L L	1,000	186.00	186,000
M I X I	600	2,490.00	1,494,000
ジェイエイシーリクルートメント	800	657.00	525,600
日本M&Aセンターホールディングス	4,900	770.60	3,775,940
メンバーズ	100	1,033.00	103,300
中広	200	416.00	83,200
UTグループ	400	2,308.00	923,200
アイティメディア	100	1,011.00	101,100
ケアネット	400	877.00	350,800
E・Jホールディングス	200	1,700.00	340,000
オープンアップグループ	900	2,327.00	2,094,300
コシダカホールディングス	700	1,089.00	762,300
アルトナー	100	2,293.00	229,300
パソナグループ	300	2,493.00	747,900
C D S	100	1,700.00	170,000
リンクアンドモチベーション	600	552.00	331,200
エス・エム・エス	1,100	2,730.50	3,003,550
サニーサイドアップグループ	200	567.00	113,400
パーソルホールディングス	29,800	236.00	7,032,800
リニカル	200	522.00	104,400
クックパッド	900	121.00	108,900
エスクリ	200	288.00	57,600
アイ・ケイ・ケイホールディングス	200	698.00	139,600
学情	100	1,747.00	174,700
スタジオアリス	100	2,139.00	213,900
エプコ	100	899.00	89,900
N J S	100	2,748.00	274,800
総合警備保障	4,900	834.80	4,090,520
カカコム	1,900	1,704.50	3,238,550
アイロムグループ	100	2,029.00	202,900
セントケア・ホールディング	200	991.00	198,200

サイネックス	100	793.00	79,300
ルネサンス	200	913.00	182,600
ディップ	500	2,540.00	1,270,000
デジタルホールディングス	200	1,199.00	239,800
新日本科学	300	1,913.00	573,900
キャリアデザインセンター	100	2,062.00	206,200
ベネフィット・ワン	1,000	2,120.00	2,120,000
エムスリー	5,700	2,365.00	13,480,500
ツカダ・グローバルホールディング	200	377.00	75,400
プラス	100	703.00	70,300
アウトソーシング	1,700	1,740.00	2,958,000
ウェルネット	300	573.00	171,900
ワールドホールディングス	100	2,864.00	286,400
ディー・エヌ・エー	1,100	1,549.00	1,703,900
博報堂D Yホールディングス	3,600	1,148.50	4,134,600
ぐるなび	500	269.00	134,500
タカミヤ	300	507.00	152,100
ファンコミュニケーションズ	700	406.00	284,200
ライク	100	1,552.00	155,200
A o b a - B B T	200	404.00	80,800
エスプール	600	341.00	204,600
W D Bホールディングス	100	2,273.00	227,300
ティア	200	468.00	93,600
CDG	100	1,215.00	121,500
アドウェイズ	300	514.00	154,200
バリューコマース	200	1,535.00	307,000
インフォマート	3,100	452.00	1,401,200
J Pホールディングス	900	450.00	405,000
エコナックホールディングス	200	132.00	26,400
C Lホールディングス	100	884.00	88,400
プレステージ・インターナショナル	1,100	596.00	655,600
アミューズ	200	1,548.00	309,600
ドリームインキュベータ	100	3,275.00	327,500
クイック	200	2,553.00	510,600
T A C	200	198.00	39,600
電通グループ	2,900	3,946.00	11,443,400
テイクアンドギヴ・ニーズ	200	1,205.00	241,000
びあ	100	3,405.00	340,500
イオンファンタジー	100	2,613.00	261,300
シーティーエス	300	693.00	207,900

NEXYZ. Group	100	702.00	70,200
H. U. グループホールディングス	800	2,792.00	2,233,600
アルプス技研	200	2,775.00	555,000
サニックス	600	314.00	188,400
日本空調サービス	300	827.00	248,100
オリエンタルランド	15,400	5,534.00	85,223,600
ダスキン	600	3,473.00	2,083,800
明光ネットワークジャパン	300	731.00	219,300
ファルコホールディングス	200	2,174.00	434,800
秀英予備校	200	311.00	62,200
田谷	200	412.00	82,400
ラウンドワン	2,300	595.00	1,368,500
リゾートトラスト	1,200	2,500.00	3,000,000
ビー・エム・エル	300	2,926.00	877,800
リソー教育	1,500	239.00	358,500
早稲田アカデミー	200	1,783.00	356,600
ユー・エス・エス	3,300	2,978.50	9,829,050
東京個別指導学院	200	450.00	90,000
サイバーエージェント	6,300	892.30	5,621,490
楽天グループ	25,000	651.40	16,285,000
クリーク・アンド・リバー社	200	2,002.00	400,400
SBIグローバルアセットマネジメント	300	636.00	190,800
テー・オー・ダブリュー	600	330.00	198,000
山田コンサルティンググループ	200	1,761.00	352,200
セントラルスポーツ	100	2,517.00	251,700
フルキャストホールディングス	200	1,835.00	367,000
エン・ジャパン	500	2,666.00	1,333,000
リソルホールディングス	100	6,030.00	603,000
テクノプロ・ホールディングス	1,700	3,594.00	6,109,800
アトラグループ	200	186.00	37,200
アイ・アールジャパンホールディングス	200	1,600.00	320,000
Keepers 技研	200	6,810.00	1,362,000
ファーストロジック	200	546.00	109,200
三機サービス	100	1,383.00	138,300
Gunosy	200	726.00	145,200
デザインワン・ジャパン	200	129.00	25,800
イー・ガーディアン	100	1,595.00	159,500
リブセンス	200	248.00	49,600
ジャパンマテリアル	900	2,569.00	2,312,100

ベクトル	300	1,156.00	346,800
ウチヤマホールディングス	200	392.00	78,400
チャーム・ケア・コーポレーション	200	1,212.00	242,400
キャリアリンク	100	2,492.00	249,200
I B J	200	673.00	134,600
アサンテ	200	1,664.00	332,800
バリューHR	200	1,536.00	307,200
M&Aキャピタルパートナーズ	200	2,386.00	477,200
ライドオンエクスプレスホールディングス	200	1,037.00	207,400
ER I ホールディングス	100	1,904.00	190,400
アビスト	100	3,120.00	312,000
シグマクシス・ホールディングス	300	1,331.00	399,300
ウィルグループ	200	1,209.00	241,800
エスクロー・エージェンツ・ジャパン	400	143.00	57,200
メドピア	200	712.00	142,400
レアジョブ	100	865.00	86,500
リクルートホールディングス	21,600	6,286.00	135,777,600
エラン	400	1,021.00	408,400
土木管理総合試験所	200	334.00	66,800
ベルシステム24ホールディングス	500	1,639.00	819,500
鎌倉新書	200	593.00	118,600
SMN	100	298.00	29,800
一蔵	200	600.00	120,000
グローバルキッズCOMPANY	100	653.00	65,300
エアトリ	200	1,838.00	367,600
アトラエ	200	677.00	135,400
ストライク	100	4,390.00	439,000
ソラスト	600	593.00	355,800
セラク	100	1,287.00	128,700
インソース	700	824.00	576,800
ベイカレント・コンサルティング	2,200	3,920.00	8,624,000
Orchestra Holdings	100	1,012.00	101,200
アイモバイル	600	431.00	258,600
キャリアインデックス	200	216.00	43,200
MS-Japan	100	1,210.00	121,000
船場	100	860.00	86,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	1,100	2,308.00	2,538,800
フルテック	100	1,163.00	116,300

グリーンズ	200	1,887.00	377,400
ツナググループ・ホールディングス	200	851.00	170,200
GameWith	100	307.00	30,700
MS&Consulting	100	637.00	63,700
ウェルビー	100	850.00	85,000
エル・ティー・エス	100	2,824.00	282,400
ミダックホールディングス	200	2,065.00	413,000
キュービーネットホールディングス	200	1,510.00	302,000
RPAホールディングス	200	255.00	51,000
スプリックス	100	841.00	84,100
マネジメントソリューションズ	200	2,960.00	592,000
プロレド・パートナーズ	100	362.00	36,200
and factory	100	323.00	32,300
テノ.ホールディングス	100	534.00	53,400
フロンティア・マネジメント	100	1,428.00	142,800
ピアラ	100	288.00	28,800
コプロ・ホールディングス	200	1,551.00	310,200
ギークス	100	504.00	50,400
アンビスホールディングス	300	2,880.00	864,000
カーブスホールディングス	700	735.00	514,500
フォーラムエンジニアリング	400	837.00	334,800
Fast Fitness Japan	100	1,090.00	109,000
ダイレクトマーケティングミックス	200	443.00	88,600
ポピンズ	100	1,184.00	118,400
LITALICO	200	1,923.00	384,600
コンフィデンス・インターワークス	100	1,538.00	153,800
アドバンテッジリスクマネジメント	200	462.00	92,400
リログループ	1,500	1,581.00	2,371,500
東祥	200	876.00	175,200
ID&Eホールディングス	200	3,510.00	702,000
ビーウィズ	100	1,971.00	197,100
TREホールディングス	500	1,241.00	620,500
人・夢・技術グループ	100	1,806.00	180,600
NISSOホールディングス	200	838.00	167,600
大栄環境	500	2,599.00	1,299,500
日本管財ホールディングス	300	2,637.00	791,100
M&A総研ホールディングス	100	4,385.00	438,500
エイチ・アイ・エス	700	1,836.00	1,285,200
ラックランド	100	2,538.00	253,800

共立メンテナンス	500	6,053.00	3,026,500
イチネンホールディングス	300	1,619.00	485,700
建設技術研究所	100	5,940.00	594,000
スペース	200	946.00	189,200
燦ホールディングス	200	1,153.00	230,600
スバル興業	100	16,220.00	1,622,000
東京テアトル	100	1,115.00	111,500
タナベコンサルティンググループ	100	1,079.00	107,900
ナガワ	100	7,870.00	787,000
東京都競馬	200	4,530.00	906,000
常磐興産	200	1,241.00	248,200
カナモト	500	2,863.00	1,431,500
ニシオホールディングス	300	4,045.00	1,213,500
アゴーラ ホスピタリティー グループ	1,400	23.00	32,200
トランス・コスモス	300	3,205.00	961,500
乃村工藝社	1,200	871.00	1,045,200
藤田観光	100	6,050.00	605,000
KNT-CTホールディングス	200	1,326.00	265,200
トーカイ	200	2,170.00	434,000
白洋舎	100	2,380.00	238,000
セコム	3,000	11,245.00	33,735,000
セントラル警備保障	200	2,546.00	509,200
丹青社	500	863.00	431,500
メイテックグループホールディングス	1,100	2,940.50	3,234,550
応用地質	300	2,183.00	654,900
船井総研ホールディングス	600	2,715.00	1,629,000
進学会ホールディングス	200	257.00	51,400
オオバ	200	1,034.00	206,800
いであ	100	1,757.00	175,700
学究社	100	2,110.00	211,000
ベネッセホールディングス	1,100	2,632.00	2,895,200
イオンディライト	300	3,620.00	1,086,000
ナック	200	1,057.00	211,400
ダイセキ	600	4,405.00	2,643,000
ステップ	100	1,981.00	198,100
合 計	3,748,200		8,994,627,140

②株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年 1月31日現在)

I 資産総額	2,838,043,364円
II 負債総額	81,585,610円
III 純資産総額 (I - II)	2,756,457,754円
IV 発行済口数	1,294,035口
V 100口当たり純資産額 (III/IV)	213,013円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年1月31日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

(2) 委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

① 運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

5. コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

② 運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2024年1月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	250本	3,865,283百万円
公社債投資信託	67本	263,679百万円
合計	317本	4,128,962百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月16日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 細野 和也
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 長尾 充洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月12日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充 洋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 啓
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※1		3,147,271		18,266,544
分別金信託			100,000		100,000
有価証券			33,575		—
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券			1,000,000		1,000,000
立替金	※1		40,418,740		—
前払費用			296,359		344,367
未収委託者報酬			2,043,613		1,872,978
未収運用受託報酬	※1		2,409,291		2,021,600
未収投資助言報酬	※1		616,280		982,868
未収収益			365		188
その他			62,975		42,838
流動資産計			50,128,473		24,631,387
固定資産					
有形固定資産			208,271		812,781
建物	※2	104,560		578,104	
器具備品	※2	95,075		234,676	
建設仮勘定		8,635		—	
無形固定資産			6,269		5,599
商標権		3,875		3,205	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産			2,334,916		1,663,601
投資有価証券		654,731		645,029	
その他の関係会社有価証券		1,000,000		—	
長期差入保証金		284,060		493,713	
長期前払費用		2,572		6,563	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		386,850		511,594	
固定資産計			2,549,457		2,481,982
資産合計			52,677,930		27,113,369

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債	※ 1				
借入金			28,400,000		—
預り金			913,572		1,060,990
未払金			1,425,372		1,327,197
未払収益分配金			13		13
未払償還金			3,132		3,132
未払手数料			316,788		331,839
未払運用委託料			1,098,003		982,867
その他未払金			7,434		9,343
未払費用			200,231		260,450
未払法人税等			2,889,055		2,638,545
未払消費税等			1,144,493		572,179
賞与引当金			332,279		390,393
流動負債計			35,305,006		6,249,758
固定負債					
退職給付引当金		240,550		284,250	
役員退任慰労引当金		17,500		18,800	
固定負債計		258,050		303,050	
負債合計			35,563,056		6,552,808
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		74,040		366,600	
その他利益剰余金		15,502,635		18,665,225	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		6,964,514		10,127,103	
利益剰余金計			15,576,675		19,031,825
株主資本計			17,043,075		20,498,225
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			71,798		62,336
評価・換算差額等計			71,798		62,336
純資産合計			17,114,873		20,560,561
負債純資産合計			52,677,930		27,113,369

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			8,662,282		8,014,624
運用受託報酬			6,906,006		7,559,541
投資助言報酬			5,021,561		9,671,667
その他営業収益			—		—
営業収益計	※1		20,589,849		25,245,832
営業費用					
支払手数料			1,284,554		1,267,282
広告宣伝費			25,851		32,905
調査費			936,533		1,227,550
調査費		908,553		1,180,041	
委託調査費		24,638		44,166	
図書費		3,341		3,343	
委託計算費			406,318		403,233
外部運用委託料			3,652,958		3,997,416
営業雑経費			141,882		177,368
通信費		42,916		59,900	
印刷費		59,864		65,113	
協会費		12,773		19,108	
諸会費		2,180		2,252	
その他営業雑経費		24,146		30,993	
営業費用計			6,448,099		7,105,757
一般管理費					
給料			2,314,181		2,680,109
役員報酬		118,226		104,475	
役員賞与		250		—	
給料・手当		1,524,985		1,803,065	
賞与		328,639		373,174	
賞与引当金繰入額		332,279		390,393	
役員退任慰労引当金繰入額		9,800		9,000	
福利厚生費			281,385		336,941
交際費			3,101		14,008
旅費交通費			4,757		60,965
租税公課			181,041		219,965
不動産賃借料			235,876		271,157
役員退任慰労金			3,300		700
退職給付費用			74,445		96,457
固定資産減価償却費			104,378		154,811
資産除去債務(履行差額)			—		128,053
業務委託費			705,179		771,484
諸経費			275,839		381,294
一般管理費計			4,183,487		5,115,950
営業利益			9,958,262		13,024,124

		前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
受取配当金		20,755	24,564
有価証券利息	※1	1,962	1,358
受取利息		88	90
投資有価証券売却益		71,904	8,036
投資有価証券償還益		173	618
その他		165	92
営業外収益計		95,048	34,760
営業外費用			
支払利息	※1	8,210	373
投資有価証券売却損		62,414	—
投資有価証券償還損		5,994	2,105
その他		403	10,042
営業外費用計		77,022	12,521
經常利益		9,976,288	13,046,364
特別損失			
固定資産除却損	※2	102	25,679
特別損失計		102	25,679
税引前当期純利益		9,976,186	13,020,684
法人税、住民税及び事業税		3,197,366	4,114,491
法人税等調整額		△ 185,695	△ 120,567
法人税等合計		3,011,671	3,993,923
当期純利益		6,964,514	9,026,760

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,420,000	1,500,000	—	1,500,000	74,040	11,205,000	1,997,783	13,276,823
当期変動額								
新株の発行	0							
資本金から剰余金 への振替	△1,953,600		1,953,600	1,953,600				
準備金から剰余金 への振替		△1,500,000	1,500,000	—				
剰余金の配当							△1,512,732	△1,512,732
利益準備金の積立								
別途積立金の積立						400,000	△400,000	—
別途積立金の取崩						△3,066,878	3,066,878	—
当期純利益							6,964,514	6,964,514
自己株式の取得								
自己株式の消却			△6,605,530	△6,605,530				
利益剰余金から資本 剰余金への振替			3,151,930	3,151,930			△3,151,930	△3,151,930
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	△1,953,599	△1,500,000	—	△1,500,000	—	△2,666,878	4,966,731	2,299,852
当期末残高	1,466,400	—	—	—	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675

(単位：千円)

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	18,196,823	64,701	64,701	18,261,524
当期変動額					
新株の発行		0			0
資本金から剰余金 への振替					—
準備金から剰余金 への振替					—
剰余金の配当		△1,512,732			△1,512,732
利益準備金の積立					—
別途積立金の積立		—			—
別途積立金の取崩		—			—
当期純利益		6,964,514			6,964,514
自己株式の取得	△6,605,530	△6,605,530			△6,605,530
自己株式の消却	6,605,530	—			—
利益剰余金から資本 剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			7,096	7,096	7,096
当期変動額合計	—	△1,153,747	7,096	7,096	△1,146,650
当期末残高	—	17,043,075	71,798	71,798	17,114,873

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,466,400	—	—	—	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675
当期変動額								
新株の発行								
資本金から剰余金 への振替								
準備金から剰余金 への振替								
剰余金の配当							△5,571,611	△5,571,611
利益準備金の積立					292,560		△292,560	—
別途積立金の積立								
別途積立金の取崩								
当期純利益							9,026,760	9,026,760
自己株式の取得								
自己株式の消却								
利益剰余金から資本 剰余金への振替								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	292,560	—	3,162,589	3,455,149
当期末残高	1,466,400	—	—	—	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825

(単位：千円)

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	17,043,075	71,798	71,798	17,114,873
当期変動額					
新株の発行					—
資本金から剰余金 への振替					—
準備金から剰余金 への振替					—
剰余金の配当		△ 5,571,611			△ 5,571,611
利益準備金の積立		—			—
別途積立金の積立					—
別途積立金の取崩					—
当期純利益		9,026,760			9,026,760
自己株式の取得					—
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本 剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 9,461	△ 9,461	△ 9,461
当期変動額合計	—	3,455,149	△ 9,461	△ 9,461	3,445,687
当期末残高	—	20,498,225	62,336	62,336	20,560,561

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 1～50年
器具備品 3～15年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
商標権 10年

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「未払手数料」に含めて表示していた「未払運用委託料」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法を変更するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払手数料」に表示していた1,414,791千円は、「未払手数料」316,788千円、「未払運用委託料」1,098,003千円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」の「委託調査費」に含めて表示していた「外部運用委託料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、独立掲記することとしました。この表示方法を変更するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「委託調査費」に表示していた3,677,597千円は、「外部運用委託料」3,652,958千円、「委託調査費」24,638千円として組み替えております。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2021年6月25日開催の取締役会、2022年6月27日開催の取締役会において、本社および事務所の移転に関する決議をいたしました。これにより、本社および事務所の移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。なお、この変更による、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への金額の影響は軽微なものであります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)																				
<p>※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">預金</td> <td style="text-align: right;">2,982,931千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">40,418,740千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,222,326千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">616,280千円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">28,400,000千円</td> </tr> </table>	預金	2,982,931千円	立替金	40,418,740千円	未収運用受託報酬	2,222,326千円	未収投資助言報酬	616,280千円	借入金	28,400,000千円	<p>※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">預金</td> <td style="text-align: right;">18,065,313千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,548,805千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">894,529千円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> </table>	預金	18,065,313千円	立替金	－千円	未収運用受託報酬	1,548,805千円	未収投資助言報酬	894,529千円	借入金	－千円
預金	2,982,931千円																				
立替金	40,418,740千円																				
未収運用受託報酬	2,222,326千円																				
未収投資助言報酬	616,280千円																				
借入金	28,400,000千円																				
預金	18,065,313千円																				
立替金	－千円																				
未収運用受託報酬	1,548,805千円																				
未収投資助言報酬	894,529千円																				
借入金	－千円																				
<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">131,712千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">150,993千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">282,706千円</td> </tr> </table>	建物	131,712千円	器具備品	150,993千円	合計	282,706千円	<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">239,244千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">148,081千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">387,326千円</td> </tr> </table>	建物	239,244千円	器具備品	148,081千円	合計	387,326千円								
建物	131,712千円																				
器具備品	150,993千円																				
合計	282,706千円																				
建物	239,244千円																				
器具備品	148,081千円																				
合計	387,326千円																				

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)								
<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">11,067,606千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">8,210千円</td> </tr> </table>	営業収益	11,067,606千円	支払利息	8,210千円	<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">15,413,517千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">186千円</td> </tr> </table>	営業収益	15,413,517千円	支払利息	186千円
営業収益	11,067,606千円								
支払利息	8,210千円								
営業収益	15,413,517千円								
支払利息	186千円								
<p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">102千円</td> </tr> </table>	器具備品	102千円	<p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">25,679千円</td> </tr> </table>	器具備品	25,679千円				
器具備品	102千円								
器具備品	25,679千円								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	38,400	—	9,072	29,328
A種種類株式(株)	15,000	—	15,000	—
A種優先株式(株)	—	1	—	1
B種優先株式(株)	—	1	—	1
合計(株)	53,400	2	24,072	29,330
自己株式				
普通株式(株)	—	9,072	9,072	—
A種種類株式(株)	—	15,000	15,000	—
合計(株)	—	24,072	24,072	—

(注) 1 普通株式の発行済株式数の減少9,072株は2021年9月3日に普通株式9,072株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。

2 A種種類株式の発行済株式数の減少15,000株は2021年7月27日にA種種類株式15,000株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。

3 A種優先株式1株の増加及びB種優先株式1株の増加は、いずれも2021年9月3日に新規発行したことによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	680,832	17,730	2021年3月31日	2021年6月28日
	A種種類株式	831,900	55,460	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(千円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	利益剰余金	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	利益剰余金	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	—	—	29,328
A種種類株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1
合計（株）	29,330	—	—	29,330
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種種類株式（株）	—	—	—	—
合計（株）	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	利益剰余金	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	利益剰余金	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(リース取引関係)

前事業年度 2022年3月31日	当事業年度 2023年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	686,620	686,620	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2)	2,000,000	2,001,350	1,350
資産計	2,686,620	2,687,970	1,350

(*) 「現金及び預金」、「立替金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「借入金」については、短期借入金であり、短期間で返済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	643,342	643,342	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2)	1,000,000	999,925	△75
資産計	1,643,342	1,643,267	△75

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	643,342	—	643,342
資産計	—	643,342	—	643,342

(2) 時価で貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券				
その他の関係会社社債	—	999,925	—	999,925
資産計	—	999,925	—	999,925

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

その他の関係会社社債

当社の保有しているその他の関係会社社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の関係会社社債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,147,271	—	—	—
立替金	40,418,740	—	—	—
未収委託者報酬	2,043,613	—	—	—
未収運用受託報酬	2,409,291	—	—	—
未収投資助言報酬	616,280	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	33,575	85,544	89,763	15,952
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	1,000,000	—	—
合計	49,668,772	1,085,544	89,763	15,952

当事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,266,544	—	—	—
未収委託者報酬	1,872,978	—	—	—
未収運用受託報酬	2,021,600	—	—	—
未収投資助言報酬	982,868	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	—	—	105,317	55,660
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	—	—	—
合計	24,143,992	—	105,317	55,660

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の返済日後の返済予定

前事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	28,400,000	—	—	—	—	—
合計	28,400,000	—	—	—	—	—

当事業年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	1,750,000	1,751,350	1,350
	小計	1,750,000	1,751,350	1,350
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	250,000	250,000	—
	小計	250,000	250,000	—
合計		2,000,000	2,001,350	1,350

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	1,000,000	999,925	△75
	小計	1,000,000	999,925	△75
合計		1,000,000	999,925	△75

2. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	530,192	410,805	119,387
	小計	530,192	410,805	119,387
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	156,427	172,330	△15,902
	小計	156,427	172,330	△15,902
合計		686,620	583,135	103,485

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	524,473	410,805	113,668
	小計	524,473	410,805	113,668
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	118,869	142,690	△23,820
	小計	118,869	142,690	△23,820
合計		643,342	553,495	89,847

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	488,800	71,904	62,414
合計	488,800	71,904	62,414

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	54,000	8,036	—
合計	54,000	8,036	—

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 （単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	232,053	240,550
退職給付費用	36,120	45,110
退職給付の支払額	27,623	1,410
退職給付引当金の期末残高	240,550	284,250

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	240,550	284,250
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,550	284,250
退職給付引当金	240,550	284,250
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,550	284,250

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	36,120	45,110

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額 67,930	ソフトウェア償却超過額 78,112
敷金償却否認 22,696	敷金償却否認 30,554
本社移転費用否認 —	本社移転費用否認 74,687
会員権評価損否認 2,591	会員権評価損否認 2,591
電話加入権評価損 1,395	電話加入権評価損 1,395
賞与引当金 101,744	賞与引当金 119,538
役員退任慰労引当金 5,358	役員退任慰労引当金 5,756
退職給付引当金 73,656	退職給付引当金 87,037
その他有価証券評価差額金 4,869	その他有価証券評価差額金 7,293
未払事業税 139,109	未払事業税 127,691
その他 <u>4,056</u>	その他 <u>11,741</u>
繰延税金資産小計 423,407	繰延税金資産小計 546,399
評価性引当額 —	評価性引当額 —
繰延税金資産合計 423,407	繰延税金資産合計 546,399
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 <u>△36,556</u>	その他有価証券評価差額金 <u>△34,805</u>
繰延税金負債合計 <u>△36,556</u>	繰延税金負債合計 <u>△34,805</u>
繰延税金資産の純額 <u>386,850</u>	繰延税金資産の純額 <u>511,594</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
19,756,670	833,179	20,589,849

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	12,204,592	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,340,426	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
23,537,958	1,707,874	25,245,832

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	16,103,493	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,486,311	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の 購入・募集・販 売の取扱、投資 一任契約等の締 結、投資助言契 約の締結 役員の兼任	資金の借入 に係る利息 の支払 (注1)	8,210	短期借入 金	28,400,000
							運用受託報 酬の受取 (注2)	6,045,161	未収投資 一任報酬	2,221,441
							投資助言報 酬の受取 (注2)	5,021,561	未収投資 助言報酬	616,280
その他 の関連 会社	全国共済 農業協同 組合連合 会	東京都 千代田区	756,537	金融業	被所有 直接 33.34%	当社投資信託の 購入・募集・販 売の取扱、役員 の兼任	自己株式の 取得(注3)	3,605,530	—	—
							投資信託購 入の立替 (注4)	—	立替金追 加設定	40,418,740

(注1) 資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

(注2) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 自己株式の取得は、2021年3月31日に親会社との間で締結された株主間契約にもとづく取得価格により、2021年8月17日開催の当社株主総会の決定を経て、行われております。

(注4) 投資信託購入のための一時的な立替を行っています。取引条件については、当社と関連を有しない、他の取引先と同様の条件によっております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	農中信託 銀行株式 会社	東京都 千代田区	20,000	金融業	—	当社投資信託の 運用助言	自己株式の 取得(注)	3,000,000	—	—

(注) 自己株式取得については、2021年7月28日開催の当社取締役会での決定を経て、当社定款に定められた金額、方法により行われております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託 の購入・募 集・販売の取 扱、投資一任 契約等の締 結、投資助言 契約の締結 役員の兼任	運用受託報 酬の受取 (注1)	5,822,158	未収投資 一任報酬	1,548,805
							投資助言報 酬の受取 (注1)	9,591,359	未収投資 助言報酬	894,529

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	346,097円90銭	345,775円28銭
1株当たり当期純利益金額	－銭	－銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	17,114,873	20,560,561
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	6,964,514	10,419,663
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(6,964,514)	(9,026,760)
(うちA種優先株式未分配配当額・B 種優先株式未分配配当額)	(－)	(1,392,902)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	10,150,359	10,140,897
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	29,328	29,328

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	6,964,514	9,026,760
普通株主に帰属しない金額 (千円)	6,964,514	9,026,760
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(6,964,514)	(9,026,760)
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	－	－
普通株式の期中平均株式数 (株)	33,180	29,328

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第31期中間会計期間 (2023年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		11,560,377
分別金信託		584,750
1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券		500,000
前払費用		399,061
未収委託者報酬		1,919,635
未収運用受託報酬		2,074,508
未収投資助言報酬		6,362,286
未収収益		93
その他		58,138
流動資産計		23,458,853
固定資産		
有形固定資産	※1	787,870
建物		571,545
器具備品		216,324
無形固定資産		5,264
投資その他の資産		1,408,638
投資有価証券		660,761
長期差入保証金		349,287
長期前払費用		8,471
会員権		6,700
繰延税金資産		383,418
固定資産計		2,201,773
資産合計		25,660,626

		第31期中間会計期間 (2023年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		2,523,844
未払金		837,819
未払運用委託料		1,184,482
未払費用		299,904
未払法人税等		1,952,287
未払消費税等		267,480
賞与引当金		424,194
流動負債計		7,490,014
固定負債		
退職給付引当金		307,573
役員退任慰労引当金		23,800
固定負債計		331,373
負債合計		7,821,387
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,466,400
利益剰余金		
利益準備金		366,600
その他利益剰余金		15,914,534
別途積立金		8,538,121
繰越利益剰余金		7,376,412
利益剰余金計		16,281,134
株主資本計		17,747,534
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		91,705
評価・換算差額等計		91,705
純資産合計		17,839,239
負債純資産合計		25,660,626

(2) 中間損益計算書

		第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3,992,503
運用受託報酬		3,744,396
投資助言報酬		4,970,688
営業収益計		12,707,588
営業費用		
外部運用委託料		1,969,393
支払手数料		666,400
その他		1,002,286
営業費用計		3,638,079
一般管理費	※1	2,638,354
営業利益		6,431,154
営業外収益	※2	34,773
営業外費用		0
経常利益		6,465,927
特別損失	※3	16,876
税引前中間純利益		6,449,050
法人税、住民税及び事業税		1,863,117
法人税等調整額		115,214
法人税等合計		1,978,332
中間純利益		4,470,717

(3) 中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
			その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225
当中間期変動額						
剰余金の配当				△ 7,221,408	△ 7,221,408	△ 7,221,408
利益準備金の積立						
中間純利益				4,470,717	4,470,717	4,470,717
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 2,750,690	△ 2,750,690	△ 2,750,690
当中間期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	7,376,412	16,281,134	17,747,534

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	62,336	62,336	20,560,561
当中間期変動額			
剰余金の配当			△ 7,221,408
利益準備金の積立			—
中間純利益			4,470,717
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	29,368	29,368	29,368
当中間期変動額合計	29,368	29,368	△ 2,721,322
当中間期末残高	91,705	91,705	17,839,239

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(附属設備を除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6~50年

器具備品 3~15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第31期中間会計期間 (2023年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	188,639千円

(中間損益計算書関係)

第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	51,208千円
無形固定資産	335千円
※2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	33,384千円
有価証券利息	327千円
受取利息	60千円
投資信託売却益	164千円
※3 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	737千円
有価証券評価損	16,139千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式 (株)	29,328	—	—	29,328
A種優先株式 (株)	1	—	—	1
B種優先株式 (株)	1	—	—	1
合計 (株)	29,330	—	—	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位: 千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	659,074	659,074	—
(2) その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2)	500,000	500,050	50
資産計	1,159,074	1,159,124	50

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「預り金」、「未払運用委託料」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	659,074	—	659,074
資産計	—	659,074	—	659,074

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券				
その他の関係会社社債	—	500,050	—	500,050
資産計	—	500,050	—	500,050

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

その他の関係会社社債

当社の保有しているその他の関係会社社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の関係会社社債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

当中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	500,000	500,050	50
	小計	500,000	500,050	50
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		500,000	500,050	50

2. その他有価証券

当中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	551,764	400,805	150,959
	小計	551,764	400,805	150,959
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	107,309	126,091	△18,781
	小計	107,309	126,091	△18,781
合計		659,074	526,896	132,177

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当中間会計期間において、有価証券について16,139千円（その他有価証券16,139千円）減損処理を行っております。

なお、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

(デリバティブ取引関係)

第31期中間会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用として計上しております。

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。当中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は中間損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
11,189,289	1,518,298	12,707,588

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	7,384,733	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,231,229	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (2023年9月30日)
1 株当たり純資産額	346,776円67銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	17,839,239
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	7,668,972
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円)	(4,470,717)
(うちA種優先株式未分配配当額・B種優先株式未分配配当額) (千円)	(3,198,255)
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	10,170,266
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 (株)	29,328

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
1 株当たり中間純利益金額	一銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	4,470,717
普通株主に帰属しない金額 (千円)	4,470,717
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円)	(4,470,717)
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,328

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials

約 款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第21条第1項および第2項、第25条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および信託金の限度額)

第3条 委託者は、金4,982,397,400円に相当する有価証券および金銭を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金50兆円に相当する有価証券および金銭を限度として追加信託することができます。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第46条第1項、同条第2項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定により信託を終了させる場合があります。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた委託者の指定する販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、4,894,300口に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額（第12条第5項に規定する必要な経費に相当する金額を加えた額）とし、追加信託は、当該金額に相当する有価証券および金銭によるものとします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た100口当たりの金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭（第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（受益権の取得単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）は、その取得申込者に対し、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、「配当込みTOPIX Ex-Financials」（以下「対象株価指数」といいます。）を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する

1 単位のポートフォリオに相当する口数とします。

- ③ 受益権の価額は、第 4 項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。
- ④ 委託者の指定する販売会社は受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日（委託者が別に定める時限を過ぎて申込みを受領した場合は翌営業日）（第 3 条第 1 項の規定に係る取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として当該取得申込を受け付けます。
- ⑤ 取得申込者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、第 2 項の規定にかかわらず、原則として取得申込みに係る当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額を当該株式に代えて金銭をもって取得することができるものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、第 3 項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第 1 項の取得申込に係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑥ 前項に該当する場合には、受益権の取得申込者は、委託者の指定する販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が取得申込の際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じた場合には、委託者の指定する販売会社がすべての責を負うものとします。
- ⑦ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに第 2 項ただし書きおよび第 5 項に規定する金銭の受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた委託者の指定する販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する販売会社（委託者の指定する販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該委託者の指定する販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。
- ⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。
 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して 2 営業日以内
 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して 3 営業日以内
 3. 対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
 4. 第 31 条に定める計算期間終了日の 3 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以

内)

5. この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間

6. 前各号のほか、委託者が、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合

- ⑨ 委託者の指定する販売会社は、取得申込時において、当該委託者の指定する販売会社が定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。
- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。

（金融商品取引所への上場）

第13条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、第14条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益者名簿の作成と名義登録）

第16条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第6条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

- ② 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行業

社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

- ③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ④ 前項に規定する名義登録は、第31条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

（投資の対象とする資産の種類）

第17条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限り、）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款第23条に定めるものに限り、）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第18条 委託者は、投資信託財産を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株式
 2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
- ② 委託者は、投資信託財産を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、次の各号に掲げる運用の基本方針に従って、その指図を行います。

1. この信託は、投資信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を組入れることを原則とします。
2. 前号の基本方針に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。
3. 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。
4. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式の貸付けを行うことができるものとします。
5. 株式への投資割合には、制限を設けません。

6. 外貨建資産への投資は、行いません。

(収益分配方針)

第20条 毎計算期末に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

- ② 売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。
- ③ 収益の分配にあてなかつた利益については、前条の規定に基づいて運用を行います。

(利害関係人等との取引等)

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第17条および第18条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条、第27条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第17条および第18条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条、第27条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(投資する株式等の範囲)

第22条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式等については、この限りではありません。

- ② 第1項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国のこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第23条の2 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第23条の3 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対

する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(株式の貸付けの指図および範囲)

第 24 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付けることの指図をすることができるものとします。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、株式の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(株式売却等の指図)

第 27 条 委託者は、投資信託財産に属する株式の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立て替え)

第 30 条 投資信託財産に属する株式について、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 16 日から 7 月 15 日まで、7 月 16 日から翌年 1 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 26 年 7 月 15 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 33 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および対象株価指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料ならびにこれらに係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

- ② 投資信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第 1 号により計算した額に第 2 号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 11 以内の率を乗じて得た額
 2. 第 24 条第 1 項の規定に基づく投資信託財産に属する株式の貸付に係る品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に 100 分の 50 以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に 100 分の 50 以内の率を乗じて得た額
- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の間の配分は別に定めます。
 - ③ 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、投資信託財産中か

ら支弁します。

(収益の分配)

第 35 条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第 33 条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

② 毎計算期末に投資信託財産から生じた第 1 号に掲げる利益の合計額は、第 2 号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金
2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

(収益分配金の支払い)

第 36 条 受託者は、計算期間終了日現在において、第 16 条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

② 受託者は収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成した者にこれを委託することができます。

③ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第 16 条第 3 項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

(追加信託金および受益権と有価証券の交換の計理処理)

第 37 条 追加信託に相当する金額（追加信託に係る有価証券の評価額を含みます。）は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

② 第 38 条に定める受益権と有価証券との交換にあたっては、交換に係る受益権口数に交換請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換（解約）差金として処理します。

(交換の請求)

第 38 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、当該受益権と当該受益権の投資信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

② 受益者が交換請求をするときは、委託者の指定する販売会社に対し、委託者が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行うものとします。

③ 受益者は、平成 26 年 4 月 8 日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日（委託者が別に定める時限を過ぎて請求を受領した場合は翌営業日）を交換請求受付日として、交換を請求することができます。

④ 委託者は、交換に際し、投資信託財産に属する有価証券の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位（金融商品取引所が定める 1 売買単位をいいます。）の整数倍とします。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交

換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。

1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
 3. 対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
 4. 第31条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
 5. この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間
 6. 前各号のほか、委託者が、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
- ⑥ 第2項の委託者の指定する販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該委託者の指定する販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続を行います。当該抹消に係る手続および第39条第4項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第39条第1項または第2項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑦ 受託者は、第39条第1項または第2項の委託者の交換の指図に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第39条第5項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。
- ⑧ 委託者の指定する販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。
- ⑨ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消しまたはその両方を行うことができます。
- ⑩ 前項の規定により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして計算されるものとします。

（交換の指図等）

- 第39条 委託者は、前条第1項の請求を受け付けた場合には、当該請求に係る受益権と、当該受益権の投資信託財産に対する持分に相当する有価証券として委託者が指定するものとの交換を行うよう受託者に指図します。
- ② 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、第1項の請求に係る受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう受託者に指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第3項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第1項の交換請求に係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取

得するために必要な経費に相当する金額を徴することができるものとします。

- ③ 前項に該当する場合には、交換請求を行う受益者は、委託者の指定する販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じた場合には、委託者の指定する販売会社がすべての責を負うものとします。
- ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 6 項に掲げる交換の請求を受付けた委託者の指定する販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続にかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
- ⑤ 委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものと取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(受益権の買取り)

第 40 条 委託者の指定する販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第 2 号の場合の請求は、信託終了日の 2 営業日前までとします。

1. 交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合
2. 第 13 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
- ② 前項の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、委託者の指定する販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。
- ③ 委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ④ 前項の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第 2 項の規定に準じて計算されたものとします。

(信託終了時の交換等)

第 41 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、投資信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

- ② 前項の交換は、委託者の指定する販売会社の営業所において行うものとします。
- ③ 第 1 項の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の 5 営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券は、信託終了日の 5 営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- ④ 対象株価指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、前項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、信託終了日の 4 営業日前の寄り付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。

- ⑤ 前項の規定により投資信託財産が買取った受益権については、前項の個別銘柄時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。
- ⑥ 委託者の指定する販売会社は、第1項による交換を行うときは、当該受益者から委託者の指定する販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑦ 第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行ないません。
- ⑧ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前条の規定により買取りの対象となった受益権を含みます。）を失効したものと取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- ⑨ 第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに委託者の指定する販売会社が買取りを行うことを原則とします。
 - 1. 第1項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
 - 2. 第1項における一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）
- ⑩ 委託者の指定する販売会社は、前項の買取りを行うときは、委託者の指定する販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑪ 信託終了に係る金銭は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者である委託者の指定する販売会社に支払います。なお、委託者の指定する販売会社は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託を終了すると引換えに、信託終了に係る金銭に相当する受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（収益分配金の交付と支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金について第36条第3項に規定する支払開始日から5年経過した後、未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金および信託終了時の交換に係る時効）

第43条 受益者が、収益分配金について第36条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了時の交換については信託終了日から10年間その交換請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約の請求の禁止）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権（第52条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）につき、信託期間中において、この信託の一部解約の実行を請求することはできません。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換有価証券の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第46条 委託者は、信託期間中において、投資信託財産の一部を受益権と交換することにより、平成29年7月15日以降の受益権の口数が300万口を下ることとなった場合もしくは、この信託契

約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
2. 対象株価指数が廃止された場合
3. 対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第 51 条第 2 項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第 1 号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

③ 委託者は、第 1 項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとする場合、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定に従います。

（委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い）

第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 2 項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い）

第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取り扱い）

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に

違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（前項の変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 3 月 6 日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 高谷 正伸

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 若林 辰雄

(附表)

1. 約款第 6 条の別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

